

平成 25 年 8 月 19 日

企業会計基準委員会

委員長 西川郁生 殿

公益社団法人リース事業協会  
会長 浅田俊一

## IASB の改訂公開草案「リース」に対する見解

別添のとおり、IASB の改訂公開草案「リース」に対する当協会の見解を提出いたします。

当協会は、改訂公開草案で提案されている借手の会計処理に関する主要事項について、わが国の財務諸表作成者の意見を広く確認するため、上場会社及び非上場の大会社 9,226 社を対象にアンケート調査を実施し、1,251 社からの回答を得ました。

調査の結果、90%を超える企業は改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持せず、そのうち、8 割を超える企業は、現行リース会計基準を維持すべきとの意見がありました。

当協会は、調査結果、すなわち多数の借手の意見を踏まえ、次のとおり強く主張いたします。

- 改訂公開草案は、多くの問題を包含し、かつ、財務諸表作成者に対して過重な負担を強いる。
- 提案されている借手の会計処理は、設備リースの利便性を喪失させ、設備リースの利用機会を減退させる。
- 多くの問題を残した状況で新たにリース会計基準を発効すべきではない。
- したがって、現行リース会計基準を維持しつつ、実務やコストに見合った変更、すなわち開示情報の充実にとどめるべき。

現在、わが国において、安倍政権による“アベノミクス”と呼ばれる経済政策が公表され、成長戦略として設備投資を拡大することが最重要課題の一つとされており、その中でリースの活用が第一に謳われております。これは、日本政府が、日本経済の再生のためには、リースを活用して、設備投資を拡大する必要があると考えている証であるといえます。

財務諸表の作成者としまして、会計基準を高品質化することについて異論はなく、また、IASB と FASB による高品質の会計基準策定に向けた精力的な活動に対して敬意を表します。しかしながら、その前提として、会計基準の変更は、世界経済、またその重要な部分を構成する日本経済の発展に資するものである必要があり、決してその反対であってはならないと考えております。

改訂公開草案は、特に設備リースに関連するコスト・ベネフィットが十分に考慮されず、財務諸表作成側の意見が十分に反映されておりません。しかもすべてのリースをオンバランスすることを優先し、結果として多種多様なリース取引を忠実に表現するものでないなど多くの問題を包含し、現行会計基準の改善に至っていないものと考えております。

当協会が実施しました調査結果は多くの日本企業の声であり、当協会の意見はその声を反映したものであります。今回の貴会による意見募集の目的に適うためにも、貴会のコメントに、当協会が実施いたしました調査結果及び当協会の見解が反映されることを強くお願い申し上げますとともに、IASB 及び FASB に対する貴会の継続的な働きかけを期待いたします。



## 改訂公開草案「リース」に対する見解（案）

平成 25 年 8 月 19 日  
公益社団法人リース事業協会

当協会は、IASB 及び FASB（両審議会）が公表したリースの「改訂公開草案」に対する見解の取りまとめにあたり、提案されている借手の会計処理に関する主要事項について、日本の財務諸表作成者の意見を広く確認するため、上場会社及び非上場の大会社 9,226 社を対象にアンケート調査（以下「調査」という。）を実施し、1,251 社から回答を得た。

以下の「リース会計に対する基本的見解」及び「改訂公開草案の重要な論点に対する見解」は、調査の結果、すなわち、多数の借手の意見を反映したものである。

なお、調査結果の詳細は、本見解の最後に添付している。

### ◆調査結果の概要（1）借手の会計処理

調査の結果、大多数の企業が改訂公開草案で提案されている借手の会計処理を支持せず、提案を支持する企業は僅かにとどまった。

- (a) 改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持しない (90.8%)
- (b) 改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持する (9.2%)

提案を支持しない回答者が示した理由は、以下のとおりであり、8 割を超える企業（下記の(a)及び(b)を選択した企業）が「現行リース会計基準を維持すべき」との見解を示している。これは、改訂公開草案で提案されている借手の会計処理を適用した場合の煩雑な実務や、そのコスト負担に対する強い懸念の表れである。

- (a) 現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である (43.9%)
- (b) 現行リース会計基準が適切である (36.4%)
- (c) 不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である (14.2%)
- (d) 現行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である (3.0%)
- (e) その他 (2.5%)

提案を支持する回答者が示した理由は、以下のとおりであるが、提案を完全に支持する企業（b）を選択した企業）は、提案を支持しない者を含めた回答者全体の 3.8% にすぎない。

- (a) すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ再公開草案の提案する方法でよい (50.4%)
- (b) すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である (41.6%)
- (c) その他 (8.0%)

今般のアンケート調査結果を踏まえ、当協会は、リース会計について、以下のとおり提言する。

## <リース会計に対する基本的見解>

### 改訂公開草案は、多くの問題を包含し、かつ、財務諸表作成者に対して過重な負担を強いる

改訂公開草案は、多くの問題を包含しているため、現行リース会計基準（国際会計基準及び米国会計基準）の改善につながらないばかりでなく、財務諸表作成者に対して過重な実務負担とコスト負担を強いるものである。⇒ 重要な論点は、後述のとおり 7 点

### 提案されている借手の会計処理は、設備リースの利便性を喪失させ、設備リースの利用機会を減退させる

リースは、利便性のある設備調達手段であり、今日、多くの国や地域において利用され、リースによる企業の設備投資促進を通じて、安定的な経済成長をもたらす重要な役割を担っている。提案されている借手の会計処理は、設備リースの利便性を喪失させ、企業による設備リース利用機会を大きく減退させる。当協会としては、新たなリース会計基準によって予想される設備リースの利用及び世界経済の成長への悪影響を看過することはできない。

### 多くの問題を残した状況で新たなリース会計基準を発効すべきではない

ファイナンス・リースに類似したリースがオペレーティング・リースとして会計処理されていることの問題を解決するというリースプロジェクトの目的は理解できる。しかし、両審議会は、多くの問題を残した状況で新たなリース会計基準を発効すべきではない。

### 現行基準を維持し、開示情報の充実にとどめるべき

以上のことから、当協会は、現行リース会計基準を維持しつつ、実務やコストに見合った変更、すなわち、開示情報の充実（企業にとって重要な設備及び不動産については、財務諸表利用者の要請に可能な限り応えられるような情報）にとどめるべきであると強く主張する。

## <改訂公開草案の重要な論点に対する見解>

### 1. リースとサービスの違い（質問1に対する回答）

解約不能期間のあるサービス契約との違いを明確にしないでリースにのみ利用者（借手）にオンバランス処理を求める事、契約がリースを含むかどうかを判定する指針に従うと、実質的な差異の無い取引の間で、一方はサービス、もう一方はリースとして分類されること、また、当該判定が実務上難しく、作成者によって異なる判定がなされ、比較可能性を損なう懸念があること、更に、サービスを含む契約において、借手がサービス部分の価格を区分することは実務的に難しいため、サービスを含む契約の多くは借手が契約全体をリースとして会計処理することなど、リースとサービスの線引きは依然として曖昧かつ理論的に不整合である。

- 1.1 両審議会は、リースから生じる権利及び義務は借手の資産及び負債を創出すると結論付けている。その理由は、原資産が借手に引き渡された時点で、借手は資産を使用する権利を獲得し支配していること及びリース料を支払う義務を有していること、これらの権利及び義務は資産及び負債の定義を満たすというものである。
- 1.2 一方、両審議会は、典型的なサービス契約の開始時に生じる権利及び義務の性質は、リースの開始時に生じる権利及び義務の性質とは異なると結論付けている。その理由は、典型的なサービス契約では、顧客は契約の開始時に支配する資産を獲得せず（通常、特定された資産の引渡しを必要としない）、提供されたサービスについてのみ支払う無条件の義務を有しているというものである。
- 1.3 しかしながら、両審議会が、リース契約により借手に生じる権利及び義務が資産及び負債の定義を満たす（すなわち、資産及び負債を認識する）と結論付けるのであれば、利用者に権利及び義務を生じさせる様々なサービス契約（特に解約不能期間のあるサービス契約）から生じる権利及び義務について、資産及び負債を認識しない理由を明らかにする必要がある。サービス契約の中に資産及び負債の定義を満たす権利及び義務は存在するかどうかを検討し、存在する場合には、当該権利及び義務について、リースから生じる権利及び義務と異なり、資産及び負債を認識しない理由は何かを明らかにする必要がある。
- 1.4 他方、契約がリースを含んでいるかどうかは、①契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか、②特定資産の使用を支配する権利を移転するかどうかの両方を評価して判定することとしている。例えば、供給者が資産を入れ替える実質的な権利を有している場合には、契約はリースを含まないと判定されるが、当該権利を有していれば実際には資産の入れ替えがあまり想定されない場合でもリースを含まないことになる。このような場合、当該契約とリースを含むと判定される契約とで実質的な差異が有るとは考えられない。また、供給者又は他の供給者が別個に販売していない追加的な材又はサービスと組み合わせた場合のみ資産の使用の便益を得られる、及び、供給者からの追加的な財又はサービスとの組み合わせのみで資産が機能するように設計されている場合には、契約はリースを含まないと判定されるが、当該契約とリースを含むと判定される契約とで実質的な差異が有るとは考えられない。したがって、提案されている評価の指針に従うと、実質的な差異の無い取引の間で、一方はサービス、もう一方はリースとして分類されることになる。加え

て、このような判定は実務上非常に難しく、財務諸表作成者によって異なる判定がなされる結果、財務諸表の比較可能性を損なうこととなる。

- 1.5 更に、契約の中のリース構成部分と非リース構成部分（サービス）を識別して、各構成部分に観察可能な単独の価格がない場合には契約全体をリースとして会計処理すること、また、観察可能な単独の価格がない構成部分の中にリース構成部分が含まれる場合にはこれらを合算してリースとして会計することを求めている。借手は、リースに対して、資金調達としての側面だけでなく、利便性を求めており、貸手は、リースに付加価値を付けることにより、借手のニーズに対応している。例えば、資産税の納付や保険の付保を貸手が行うリースはその典型であり、また自動車の保守サービスを付したリースも一般的に行われている。しかしながら、サービスを含む契約において、借手がサービス部分の価格を区分することは実務的に難しいため、当該契約の多くは、改訂公開草案で提案されているように、借手が契約全体をリースとして会計処理することが想定される。この取り扱いは借手の実務負担軽減のための措置であろうが、結果としてリースに付随したものであるか否かによって、サービスに関連する権利及び義務が、資産及び負債として認識されたり、されなかつたりすることとなり不整合が生じる。
- 1.6 以上のとおり、解約不能期間のあるサービス契約との違いを明確にしないでリースにのみ借手にオンバランス処理を求めることが、契約がリースを含むかどうかを判定する指針に従うと、実質的な差異の無い取引の間で、一方はサービス、もう一方はリースとして分類されること、また、当該判定が実務上難しく、財務諸表作成者によって異なる判定がなされ、比較可能性を損なう懸念があること、更に、サービスを含む契約において、借手がサービス部分の価格を区分することは実務的に難しいため、サービスを含む契約の多くは借手が契約全体をリースとして会計処理することなど、リースとサービスの線引きは依然として曖昧かつ理論的に不整合である。

## 2. 借手の会計処理（質問2に対する回答）

オペレーティング・リースとしてオフバランスされている額が僅かな設備リースをあえてオンバランスする意義は乏しい一方で、提案されている借手の会計処理は、財務諸表作成者に対して過重な実務負担とコスト負担を強いるものであり、明らかにコストが財務諸表利用者のベネフィットを上回ることとなる。当協会は、多くの財務諸表作成者にとって単にコストを増加させるばかりでなく、設備リースの利便性を喪失させ、企業による設備リース利用機会を大きく減退させることとなる借手の会計処理の提案に対して強く反対する。また、タイプBのリースについて、借手が定額のリース費用を実現するために、リース費用と利息費用の差額を減価償却費として計算する方法は、経済的便益が消費されると予想されるパターンを反映しなければならないとする他の非金融資産（例えば有形固定資産）の減価償却方法と比較して、理論的に全く説明できず不適当である。

- 2.1 日本では、2008年4月からファイナンス・リースのオフバランス処理の適用が廃止され、以後、会計処理の煩雑さにより企業はファイナンス・リースの利用を控える意識が強くなった。しかしながら、上記のとおり、借手は、リースに対して、資金調達としての側面だけでなく、利便性を求めており、貸手は、リースに様々なサービスを付加することにより、借手のニーズに対応している。

- 2.2 更に、日本では、意図的にファイナンス・リースをオペレーティング・リースに仕組むといった問題点は指摘されていない。日本の東証一部上場企業約1,700社の財務諸表に注記されている解約不能期間のあるオペレーティング・リースの残高は約17兆円であるが、この金額は当該企業の総資産の1%にすぎず、しかも約17兆円の大部分は不動産であると考えられる。改訂公開草案において、リースの多くはオペレーティング・リースであると指摘されているが、両審議会は、主要国におけるオペレーティング・リースの実態を改めて分析し、設備リースの多くがオペレーティング・リースとして会計処理し、オフバランスされているかどうか、オペレーティング・リースのオンバランスが本当に必要かどうかを検証する必要がある。
- 2.3 以上のとおり、オペレーティング・リースとしてオフバランスされている額が僅かな設備リースをあえてオンバランスする意義は乏しく、その一方で、提案されている借手の会計処理は、財務諸表作成者に対して過重な実務負担とコスト負担を強いるものであり、明らかにコストが財務諸表利用者のベネフィットを上回ることとなる。調査結果でも明らかなとおり、大多数の企業は、改訂公開草案で提案されている借手の会計処理を適用した場合の実務負担やコスト負担に対して強い懸念を抱き、現行リース会計基準を維持すべきとの見解を示している。当協会は、多くの財務諸表作成者にとって単にコストを増加させるばかりでなく、設備リースの利便性を喪失させ、企業による設備リース利用機会を大きく減退させることとなる借手の会計処理の提案に対して、強く反対する。
- 2.4 なお、後述のとおり、当協会は、原資産の性質（不動産と不動産以外の資産）に基づいてリースを分類する方法は、リースの経済的実態及び貸手の事業モデルを必ずしも適切に表わさず、忠実な表現につながらないため反対であり、現行リース会計基準に基づく分類方法が適切であると考えている。また、タイプBのリースについて、借手が定額のリース費用を実現するために、リース費用と利息費用の差額を減価償却費として計算する方法は、経済的便益が消費されると予想されるパターンを反映しなければならないとする他の非金融資産（例えば有形固定資産）の減価償却方法と比較して、理論的に全く説明できず、不適当であると考える。
- 2.5 仮に、両審議会が、現行のオペレーティング・リースの中でオンバランスが妥当なリースについて適切に論証でき、当該リースに対して定額のリース費用の認識を求めるとした場合、定額リース費用の処理方法としては、「割り引かないアプローチ（総額法）」が妥当である。「割り引かないアプローチ（総額法）」とは、割引前の支払リース料の総額で使用権資産及びリース債務を当初に測定し、使用権資産についてはリース期間にわたって定額で減価償却を行い（この償却費は、支払リース料が定額である場合には支払リース料の額と一致する）、リース債務の履行に見合う額（支払リース料の額）により債務を減少させる処理である。オペレーティング・リースのような費用認識パターンの実現が目的であり、利息費用と減価償却費の区分表示を求めないのであれば、割り引かないアプローチが、実務上、最も簡便で適用可能な処理方法である。
- 2.6 調査結果でも、改訂公開草案の提案よりも割り引かないアプローチ（総額法）の支持が圧倒的に多い。その理由は、借手の過重な事務負担とコストを強いる改訂公開草案の提案する会計処理よりも、総額法の方がコスト・ベネフィットの観点からも実用性が高く、より適切だからである。しかも、償却方法の観点からも、総額法の方が改訂公開草案の提案よりも優れているということである。なお、改訂公開草案

の提案する会計処理と割り引かないアプローチ（総額法）の選択適用、利息定額法を支持する意見もある。

### **◆調査結果の概要（2）定額の費用処理方法**

#### **【定額の費用処理方法】**

- (a) 総額法を支持する (78. 6%)
- (b) 改訂公開草案の提案を支持する (10. 9%)
- (c) その他の方法を支持する (10. 5%)

#### **【総額法支持の理由】**

- (a) 定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である (83. 7%)
- (b) 改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である (12. 6%)
- (c) その他 (3. 7%)

#### **【改訂公開草案の提案及び総額法以外の方法】**

- (a) 改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい (42. 3%)
- (b) 利息定額法が望ましい (39. 8%)
- (c) その他 (17. 9%)

### **3. 貸手の会計処理（質問3に対する回答）**

タイプAのリースに適用されるリース債権と残存資産を区分する貸手の会計処理は、残存資産を区分して認識する意義が乏しいばかりでなく、財務諸表利用者の誤解を招くものであり、財務諸表作成者に煩雑な会計処理と不要なコストを強いるものであるため、コスト・ベネフィットの観点からも現行の貸手の会計処理の改善になるとは考えられない。現行の貸手の会計処理に対しては、これまで特段の問題が指摘されていないこともあり、貸手の会計処理を変更する必要はない。

3.1 貸手の会計処理の変更理由に、「借手の提案内容との整合性」が指摘されている。しかしながら、提案のように、仮に、リースをタイプ A（ほとんどの設備リース）とタイプ B（ほとんどの不動産リース）に分類するとした場合、貸手のタイプ B の会計処理は、現行のオペレーティング・リースと同様の会計処理であるため、そもそも、借手の使用権モデルの会計処理と整合していない。したがって、タイプ A のリースにおいても、使用権モデルと必ずしも整合させる必要はない。

3.2 「残存資産の透明性の欠如」も貸手の会計処理の変更理由としてあげられている。しかしながら、現行のオペレーティング・リースについては、原資産が不動産か否かにかかわらず、リース資産全体のパフォーマンスで示すこと、すなわち、貸手は、リース資産の費消に応じて経済的耐用年数にわたり減価償却を行うとともに、リース資産の費消の結果獲得された経済的便益をリース収益として認識することが、その経済的実態をより忠実に表現することになる。

3.3 現行のファイナンス・リースについては、残存資産の重要性が極めて乏しく、また、現行のファイナンス・リースの会計処理とタイプ A の会計処理とで期間損益の差異は殆ど生じないため、残存資産を区分して認識する意義が乏しい一方で、提案され

ている残存資産の会計処理は煩雑である。

- 3.4 しかも、残価保証がリース債権として処理されるものと残存資産として処理されるものに区分されるため、残存資産を区分することによって、むしろ「残存資産の透明性」は減少する。すなわち、提案されている貸手の会計処理は、財務諸表利用者の誤解を招くことにもなる。
- 3.5 更に、残存資産の表示の議論の中で、他のリースをしていない類似の資産と同じ性質ではないために他の資産と区別して表示すべきという考え方と、残存資産は使用権として移転しない資産の権益であり、リース終了時に表示される原資産であるかのように表示すべきという考え方があった。結局、リース債権とあわせて他の資産と区別して表示するという前者の考え方が採用されたが、現行のファイナンス・リースと異なる会計処理を採用することにより、このような新たな問題が生じている。表示の結論は出ているものの、当協会は、残存資産の性質に関する問題は解決していないと理解している。
- 3.6 以上のことから、タイプAのリースに適用されるリース債権と残存資産を区分する貸手の会計処理は、残存資産を区分して認識する意義が乏しいばかりでなく、財務諸表利用者の誤解を招くものであり、財務諸表作成者に煩雑な会計処理と不要なコストを強いるものであるため、コスト・ベネフィットの観点からも現行の貸手の会計処理の改善になるとは考えられない。現行の貸手の会計処理に対しては、これまで特段の問題が指摘されていないこともあり、貸手の会計処理を変更する必要はない。

#### 4. リースの分類（質問4に対する回答）

原資産の性質（不動産と不動産以外の資産）に基づいてリースを分類する方法は、リースの経済的実態及び貸手の事業モデルを必ずしも適切に表わさず、忠実な表現につながらない。更には設備（不動産以外の資産）リースの主観的なタイプ判定が、比較可能性を損ない、財務諸表利用者の誤解を招くことになる。借手が原資産の経済的便益の重要でない部分を消費するかどうかをリースの分類の原則とするのであれば、現行のリース会計基準における「資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが借手に移転するかどうか」を指標として適用するほうが、リースの経済的実態をより忠実に表現することになる。

- 4.1 両審議会は、あるリースが、単一のリース費用の表示と、使用権資産の償却費とリース負債に係る利息費用の表示のいずれが当該リースの経済的実態を適切に表すかを分類するために、原資産に組み込まれた経済的便益の消費の水準に基づくことを原則とした。しかしながら、実務上の便宜として、原資産の性質（不動産と不動産以外の資産）に基づいてリースを分類することを採用した。その論拠は、不動産は経済的耐用年数が長く、不動産リースに係るリース料の大部分は消費されない土地要素に関係し、その一方で、不動産以外の資産の大半は減価償却資産であり、これらのリースの大部分は原資産に組み込まれた経済的便益の重大ではないと言えない部分を消費するというものである。
- 4.2 しかしながら、経済的耐用年数が長いか否か、リース料の大部分が消費されない土地要素に関係しているか否かで、不動産と不動産以外の資産は性質が異なるから、これを基準としてリースを分類するという説明は、理論的でない。設備リースの中

には、不動産リースと同様に、原資産の経済的耐用年数にわたって、当該資産を複数の異なる借手にリースするものも多く含まれている。このようなリースでは、改訂公開草案で説明されているようなリース料の設定（BC45 項参照）をしている訳ではない。更に、この分類に従うと、貸手は、これらのリースに関して、リース開始日に意図しない収益を認識することにもなってしまう。したがって、不動産と不動産以外の資産でリースを分類する方法は、貸手の事業モデルの忠実な表現につながらない。

4.3 提案に従うと、このような設備リースの大部分について、リース期間が経済的耐用年数に比べてかなり短い場合でも、借手は減価償却費と利息費用を表示することを求められる。一方で、不動産リースについては、提案に従うと、リース期間が残存経済的耐用年数に比べて大部分でない限り、借手は単一のリース費用を表示することになる。また、設備リースの例外要件の適用についての明確な数値規準・ガイドンスがないため、不動産以外の資産がタイプ B に分類される場合は主観的なものとなる可能性が高い。このような結果が、それぞれのリースの経済的実態を忠実に表現しているとは言えない。提案されている分類に基づくことが財務諸表の改善と言えるかどうか、比較可能性を損ない、財務諸表利用者の誤解を招くことにならないか、慎重な検証が必要である。

4.4 以上のとおり、原資産の性質（不動産と不動産以外の資産）に基づいてリースを分類する方法は、リースの経済的実態及び貸手の事業モデルを必ずしも適切に表わさず、忠実な表現につながらない。更には設備（不動産以外の資産）リースの主観的なタイプ判定が、比較可能性を損ない、財務諸表利用者の誤解を招くことになる。借手が原資産の経済的便益の重要でない部分を消費するかどうかをリースの分類の原則とするのであれば、現行のリース会計基準における「資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが借手に移転するかどうか」を指標として適用する方が、リースの経済的実態をより忠実に表現することになる。

## 5. リース期間（質問5に対する回答）

リース期間の決定に際して、「現行と類似の閾値」を提供するのであれば、現行基準の「合理的に保証された」または「合理的に確実な」を変更する必要はなく、その客観的な指標として、「重要な経済的インセンティブ」の要因例（提案されている要因のうち客観的な指標となり得る「契約ベースの要因」「資産ベースの要因」「市場ベースの要因」）をより明確に結論の根拠で示した方が適切である。また、明らかにコストが便益を上回るようなリース期間の見直し、見直すことによってオプション期間におけるリースの経済状況を反映しないこととなるリース期間の見直しは求めるべきでない。

5.1 延長オプションを行使する又は解約オプションを行使しない、重大な経済的インセンティブを有する場合には、解約不能期間に当該延長オプション/解約オプションを含めた期間をリース期間として決定することが求められている。

5.2 調査の結果、大多数の企業が改訂公開草案で提案されているリース期間の測定方法を支持していない。重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難であることが、その主な理由としてあげられている。

### ◆調査結果の概要（3）リース期間の測定方法

- |   |
|---|
| (a) 改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法を支持しない (89.3%) |
| (b) 改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法を支持する (10.7%)  |

#### 【提案を支持しない理由】

- |   |
|---|
| (a) 重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である (54.9%)             |
| (b) 不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう (22.9%) |
| (c) 現行基準の取扱いは問題がなく妥当である (21.2%)                   |
| (d) その他 (1.0%)                                    |

5.3 BC140 項において、この「重大な経済的インセンティブ」の概念は、現行の「合理的に保証された」(US GAAP) または「合理的に確実な」(IAS) の概念と類似の閾値を提供するものであるが、「重大な経済的インセンティブ」を要求する方が、経営者の見積りまたは意図だけに基づく（現行の）閾値よりも客観的であると説明されている。

5.4 しかしながら、本文の規定だけでは、リース期間に含める延長オプションの閾値は「現行と類似の閾値」と解釈し難く、調査結果でも、そのことが示されている。しかも、適用指針で示されている重大な経済的インセンティブの有無を評価する要因例は、実務上対応困難である。このため、現行実務と違う判断が行われることによって、類似のリース取引であっても財務諸表作成者によって異なるリース期間で測定されるため、比較可能性を損ない、財務諸表利用者の誤解を招くことになる。

5.5 また、短期リースの定義の説明の中で、両審議会は、重大な経済的インセンティブのアプローチは企業に多くの判断を適用することが必要となるため、適用が煩雑となると評価している（BC298 項）。更に上記 BC140 項の説明の中で、両審議会は、現行の「合理的に保証された」または「合理的に確実な」の概念は実務上うまく機能していると評価しているが、そうであれば、現行基準を変更するベネフィットは創出されず、コストのみ財務諸表作成者に要求することになる。現行基準を維持すれば、短期リースとリース期間の定義を整合的に定義する懸念の一つも解消されることになる。

5.6 したがって、リース期間の決定に際して、「現行と類似の閾値」を提供するのであれば、現行基準の「合理的に保証された」または「合理的に確実な」を変更する必要はなく、その客観的な指標として、「重大な経済的インセンティブ」の要因例（提案されている要因のうち客観的な指標となり得る「契約ベースの要因」「資産ベースの要因」「市場ベースの要因」）をより明確に結論の根拠で示した方が適切である。

5.7 また、重大な経済的インセンティブを有していないと判断したのに、リース開始後に「有することになった」又は「解約オプションの行使を選択しなかった」／「延長オプションの行使を選択した」場合、もしくは重大な経済的インセンティブを有していると判断したのに、リース開始後に「有さないことになった」又は「解約オプションの行使を選択した」／「延長オプションの行使を選択しなかった」場合に、リース期間の見直しを行うことを求めている。

5.8 しかしながら、契約終了日が近づいた時に解約又は延長オプションの行使を判断する場合、このような時期におけるリース期間の見直しは、意義が乏しく、財務諸表作成者に不要な事務負担とコストを生じさせることとなる。また、延長オプション期間における契約条件が当初の契約条件と異なる場合には、リース期間及びリース

料を見直さずに新たな契約として会計処理する方が現在の経済状況を反映することもあるため、リース期間の見直しを行うことが必ずしも財務諸表利用者に対する有用な情報提供とはならない。

5.9 したがって、明らかにコストが便益を上回るようなリース期間の見直し、見直すことによってオプション期間におけるリースの経済状況を反映しないこととなるリース期間の見直しは求めるべきでない。

## 6. 短期リース

契約上のリース期間が1年で重要性のない少額なリースであっても、延長オプションが契約に付されているだけで短期リースに該当しない。延長オプション行使する重大な経済的インセンティブを有さないと判断したにもかかわらず簡便な会計処理を適用できず、煩雑な使用権モデルを適用することになるため、財務諸表作成者のコスト軽減の目的は果たせないことになる。発生の度合が不透明で、かつ極端な“意図的に仕組まれた短期リース”を防止するために、会計処理の簡便性を犠牲にすべきではない。

6.1 調査の結果、多数の企業が改訂公開草案で提案されている短期リースの取扱いを支持していない。延長オプション期間を含めて判定すると、短期リースの会計処理が適用できなくなり、実務負担が大きくなるというのが最大の理由である。

### ◆調査結果の概要（4）短期リースの取扱い

- |  |
|--|
| (a) 改訂公開草案の提案する短期リースの取扱いを支持しない (78.5%) |
| (b) 改訂公開草案の提案する短期リースの取扱いを支持する (21.5%)  |

#### 【提案を支持しない理由】

- |   |
|---|
| (a) 延長オプション期間を含めると1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい (60.5%) |
| (b) 解約不能期間が1年を超え、短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい (37.3%)             |
| (c) その他 (2.2%)  |

6.2 設備リースにおいて、契約上のリース期間が12カ月以内の取引は、一般的にリース料が少額であり、財務諸表における重要性は全くないと言ってよい。しかしながら、1年のリース契約で1年ごとに延長することができるオプション（重大な経済的インセンティブがない）が付された契約の場合、1年分のリース料を基に煩雑な会計処理を求められるが、延長オプションが付されていない契約の場合、短期リースに該当し、簡便な会計処理を適用できる。

6.3 つまり、契約上のリース期間が1年で重要性のない少額なリースであっても、延長オプションが契約に付されているだけで短期リースに該当しないこととなる。延長オプション行使する重大な経済的インセンティブを有さないと判断したにもかかわらず簡便な会計処理を適用できず、煩雑な会計処理を適用することになるため、財務諸表作成者のコスト軽減という目的が十分に果たされないことになる。

6.4 意図的に短期リースが仕組まれるという両審議会の懸念は理解できる。しかしながら、経済的耐用年数が長い資産を意図的に短期リースに仕組むことは、経済合理性の観点から、極めて可能性が低い。すなわち、本来は長期（例えば10年）のリース

期間を前提としてリース料を設定しているにもかかわらず、解約不能リース期間を1年とした場合には、延長オプションの行使が確実でない限り、貸手は9年間のリース料相当の追加の残存資産リスクを負うことになるからである（BC110項参照）。

6.5 「重大な経済的インセンティブがある場合のみ（現行基準でいえば「合理的に確実な場合」のみ）延長オプション期間をリース期間に含める」というリース期間の定義を短期リースに適用したうえで、財務諸表作成者及び監査人の実質判断に委ねれば、“意図的に仕組まれた短期リース”への対応は十分である。発生の度合が不透明で、かつ極端な当該リースを想定したうえで、当該リースのケースを防止するためには、会計処理の簡便性を犠牲にすべきではない。

## 7. 非中核資産のリース

企業の事業活動に照らして重要性のないリース（非中核資産のリース）については、コスト・ベネフィットの観点から、短期リースと同様の会計処理が適用できることを明確にする必要がある。

- 7.1 企業の事業活動に照らして重要性のないリースに使用権モデルを適用した場合、借手にとってのコストは財務諸表利用者の便益を明らかに上回る。
- 7.2 両審議会は、中核資産と非中核資産との区別を正当化することは困難であるため、中核資産と非中核資産を区別した会計処理を提供しないと結論付けている。
- 7.3 調査の結果、大多数の企業が、非中核資産の簡便な会計処理を規定しないことを支持していない。現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である、というのがその理由である。

### ◆調査結果の概要（5）非中核資産のリースの会計処理

- |   |
|---|
| (a) 非中核資産の簡便な会計処理を規定しないことを支持しない (87.2%) |
| (b) 非中核資産の簡便な会計処理を規定しないことを支持する (12.8%)  |

#### 【提案を支持しない理由】

- |   |
|---|
| (a) 非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である (58.2%)                  |
| (b) 非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である (40.9%) |
| (c) その他 (0.8%)  |

7.4 しかしながら、BC405項において、「借手は有形固定資産項目に適用される規準と同様の規準（企業は、有形固定資産項目の購入のコストが特定の金額未満である場合は、当該コストを資産化しない）により、重要性がないと考えられるリースには本提案を適用しないことになる。」と記述されている。

7.5 BC405項に基づき、借手は、重要性のないリース、すなわち一定金額に満たない少額資産のリースについてはバランスしないことになる。一方、企業の事業活動に照らして重要性のないリースであっても、一定金額を超える場合には、その金額が財務諸表利用者の意思決定や判断に影響を与えないレベルであるにもかかわらず、煩雑な会計処理を強いられるため、明らかにコストが便益を上回ることになる。

7.6 したがって、企業の事業活動に照らして重要性のないリース（非中核資産のリース）については、コスト・ベネフィットの観点から、短期リースと同様の会計処理が適

用できることを明確にする必要がある。提案のように、中核資産と非中核資産のリースを区別しない場合、監査人が柔軟な対応を行わなければ、すべてのリースは例外なく使用権モデルが適用されると判断されるであろう。

### <改訂公開草案のその他の論点に対する見解>

#### **8. 割引率**

8.1 借手は、貸手が借手に課している利子率を利用することは難しいため、通常、借手の追加借入利子率を適用することになるが、現行のオペレーティング・リースのようなリースについて、原資産ではなくリース期間中の使用権を担保として借入を行うことを前提とするような借手の追加借入利子率は存在せず、比較可能性が担保されない。

#### **9. 残価保証**

9.1 借手は、リース期間の当初に残価保証の支払見込額を算定する情報量が少ない場合が多い。したがって、現行基準と同様に、契約上で定められている残価保証額の上限額をリース料に含めて当初認識すべきであり、その認識の方法のみが、実務において対応可能である。

9.2 貸手においては、残価保証として構成されたリース料をリース債権の当初測定の際に含め、他のすべての残価保証は残存資産として取り扱うこととされている。当協会は、上記のとおり、リース債権と残存資産を区分する会計処理は、その意義が乏しいばかりでなく、財務諸表利用者の誤解を招くものであり、財務諸表作成者に煩雑な会計処理と不要なコストを強いるものと考える。したがって、現行基準と同様に、すべての残価保証の上限額をリース料に含めてリース債権を当初認識すべきである。

#### **10. セール・アンド・リースバック**

10.1 提案に従うと、現行のファイナンス・リースのセール・アンド・リースバックは、資産の譲渡が売却ではないと判定されるため、金融として会計処理することとなる。以下のような金融取引とはいえないケースでもセール・アンド・リースバックではなく金融の会計処理を求ることは妥当でない。

a. 購入手続や購入価格の関係から、借手が購入した資産（借手は当該資産を計上していない）をセール・アンド・リースバックする場合。次のような場合は、これに該当する。

- 商業施設は、資産の種類や仕入先が多数であるため、実際に使用する借手が購入事務を行う方が効率的である。
- 輸入設備は、専門知識が必要であるため、借手が直接輸入（購入）する方が効率的である。
- 借手が設備の供給者と継続的な取引関係があるときは、借手が購入した方が低価格で調達できる。

b. 資産（例えば自動車）を所有することに伴って生じている煩雑な管理事務を省力化することを目的として、当該所有資産をセール・アンド・リースバックする場

合。

## 11. 転リース

- 11.1 現行ファイナンス・リースの転リースは、原リースと転リースが概ね同一の条件であり、中間貸手は、手数料収入を目的として当該転リース取引を行っている。このような転リース取引における中間貸手は、原リースの貸手の代理人として位置付けられ、借手としての処理と貸手としての処理の両方を要求することは、中間貸手にとって明らかにコストが便益を上回る結果となる。
- 11.2 したがって、このような転リースについて、“中間貸手は、転リースのリース債権と原リースのリース負債」を両建で計上し（原リースの使用権資産は計上しない）、支払／受取利息は認識せずに受取リース料と支払リース料の差額を手数料収入として認識する”といった、簡便な会計処理の選択適用を認めるべきであり、また、このような認識の方が転リース取引の経済実態を表すこととなる。

以上

## 改訂公開草案「リース」に関する調査結果（概要）

平成 25 年 8 月  
公益社団法人リース事業協会

### 調査目的

IASB 及び FASB が公表したリースの「改訂公開草案」で提案されている借手の会計処理に関する主要事項について、日本の財務諸表作成者の意見を広く確認すること。

### 調査項目

1. 借手の会計処理
2. 定額の費用処理方法
3. リース期間の測定方法
4. 短期リースの取扱い
5. 非中核資産のリースの会計処理

### 調査対象及び回収数

	調査対象会社数	回収数	回収率
上場会社	3,538	514	14.5%
非上場会社（大企業）	5,688	737	13.0%
計	9,226	1,251	13.6%

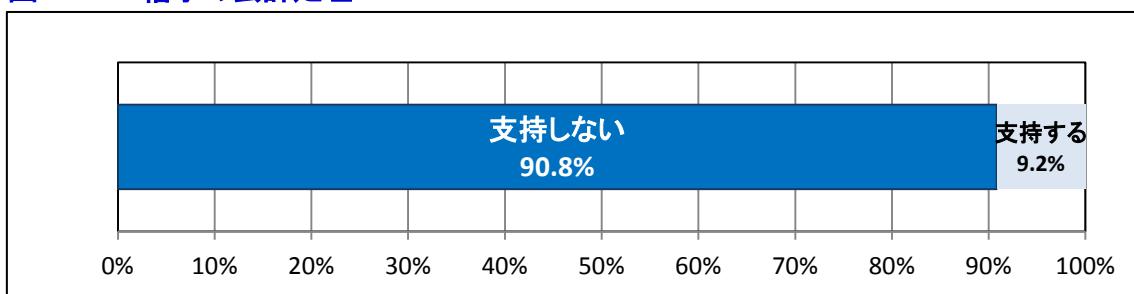
### 調査結果の概要

#### 1. 借手の会計処理

##### 【改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持するか】

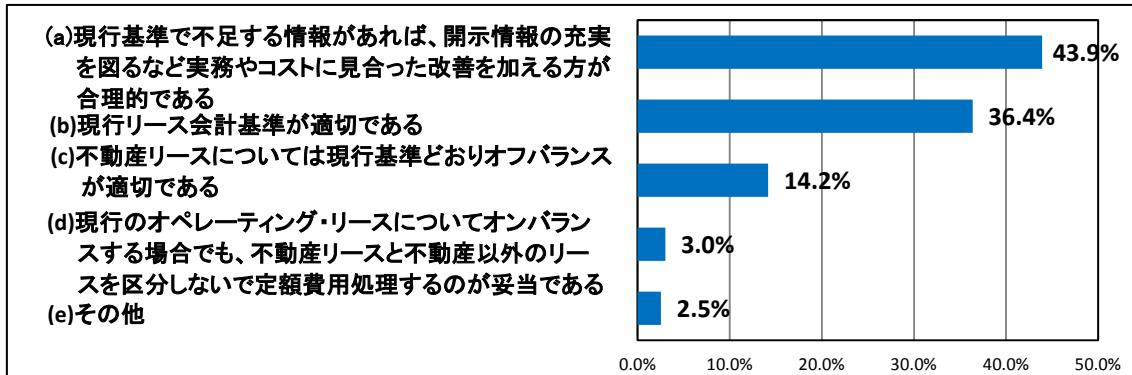
調査の結果、大多数の企業が改訂公開草案で提案されている借手の会計処理を支持せず、提案を支持する企業は僅かにとどまった。

図 1－1 借手の会計処理



提案を支持しない回答者が示した理由は、以下のとおりであり、8割を超える企業（下記の(a)及び(b)を選択した企業）が「現行リース会計基準を維持すべき」との見解を示している。これは、改訂公開草案で提案されている借手の会計処理を適用した場合の煩雑な実務や、そのコスト負担に対する強い懸念の表れである。

**図1－2 支持しない理由**

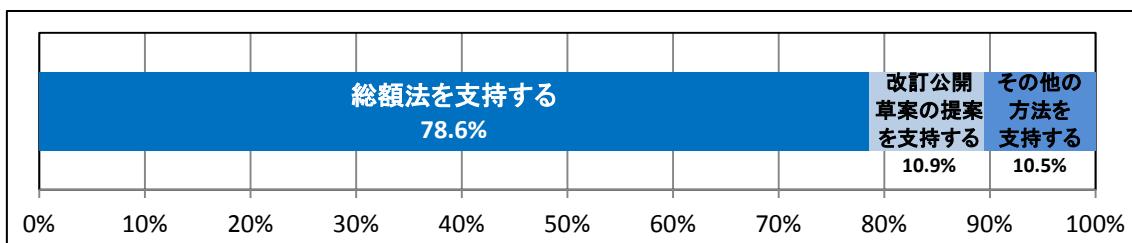


## 2. 定額の費用処理方法

### 【改訂公開草案の提案する定額の費用処理方法と割り引かないアプローチ（総額法）のいずれを支持するか】

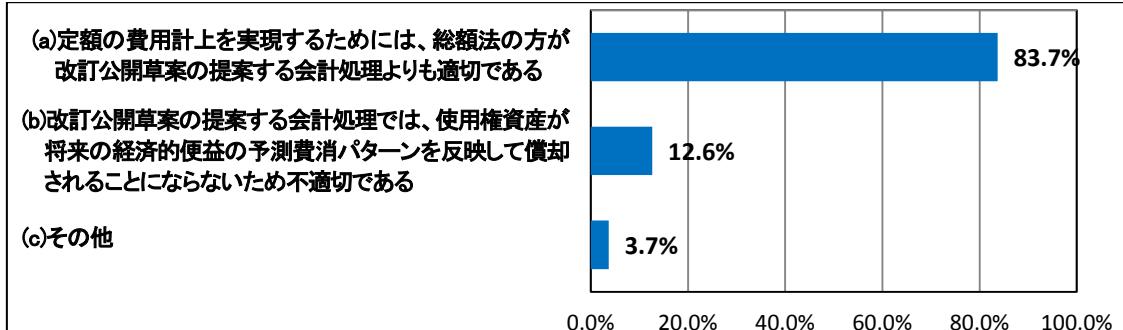
調査の結果、改訂公開草案の提案よりも割り引かないアプローチ（総額法）の支持が圧倒的に多い。

**図2－1 定額の費用処理方法**



その理由は、借手の過重な事務負担とコストを強いる改訂公開草案の提案する会計処理よりも、総額法の方がコスト・ベネフィットの観点からも実用性が高く、より適切だからである。しかも、償却方法の観点からも、総額法の方が改訂公開草案の提案よりも優れているということである。なお、改訂公開草案の提案する会計処理と割り引かないアプローチ（総額法）の選択適用、利息定額法を支持する意見もある。

**図2－2 総額法を支持する理由**

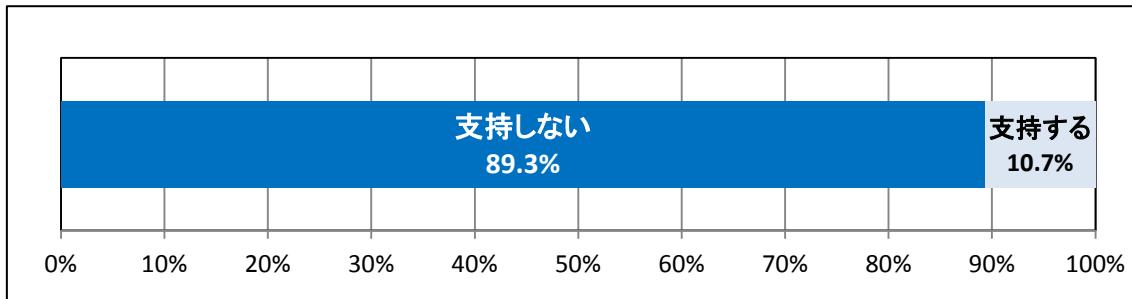


### 3. リース期間の測定方法

#### 【改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法を支持するか】

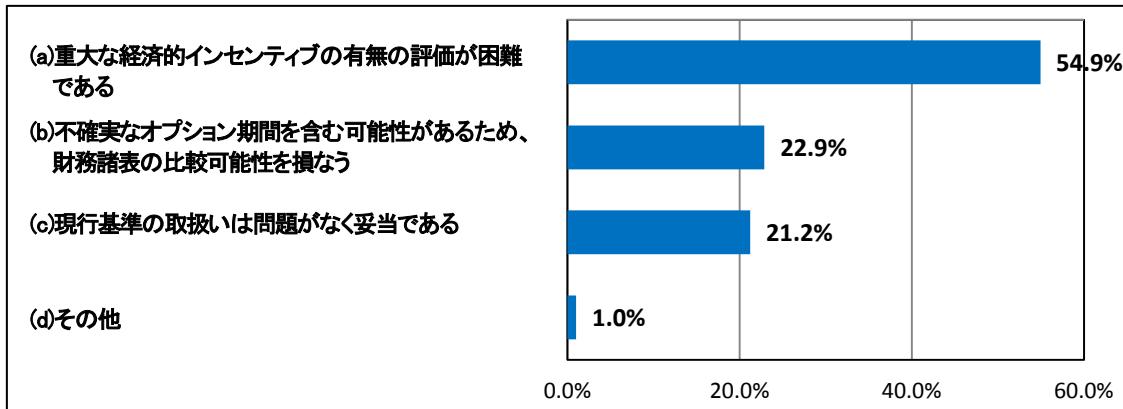
調査の結果、大多数の企業が改訂公開草案で提案されているリース期間の測定方法を支持していない。

図3－1 リース期間の測定方法



重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難であることが、その主な理由としてあげられている。

図3－2 支持しない理由

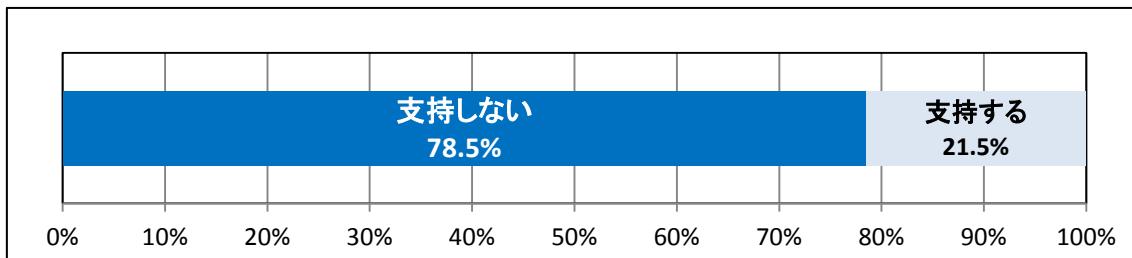


### 4. 短期リースの取扱い

#### 【改訂公開草案の提案する短期リースの取扱いを支持するか】

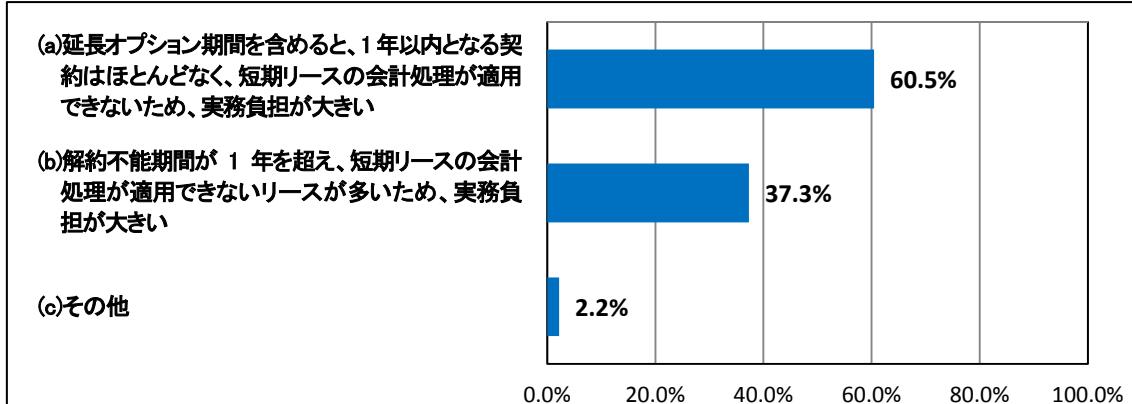
調査の結果、多数の企業が改訂公開草案で提案されている短期リースの取扱いを支持していない。

図4－1 短期リースの取扱い



延長オプション期間を含めて判定すると、短期リースの会計処理が適用できなくなり、実務負担が大きくなるというのが最大の理由である。

**図4－2 支持しない理由**

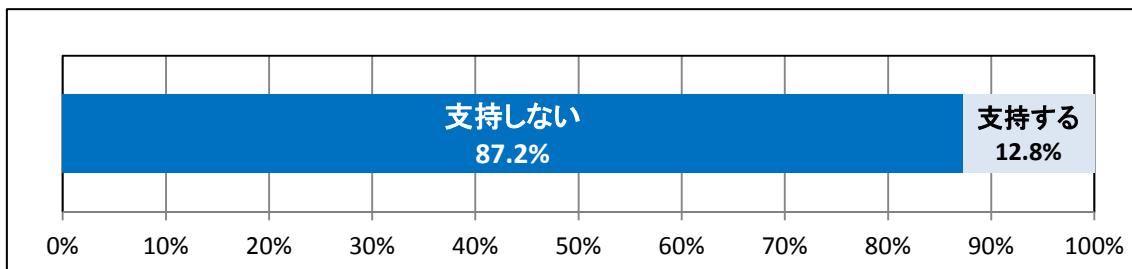


## 5. 非中核資産のリースの会計処理

### 【非中核資産のリースの簡便な会計処理を規定しない提案を支持するか】

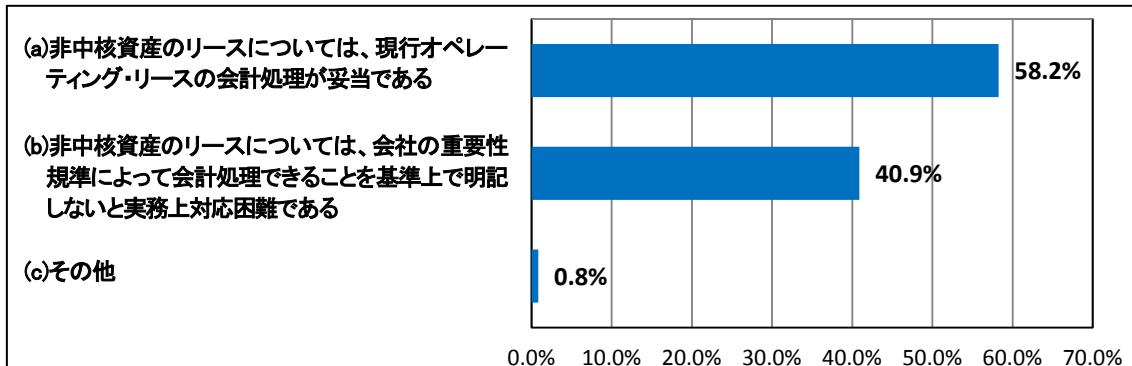
調査の結果、大多数の企業が、非中核資産の簡便な会計処理を規定しないことを支持していない。

**図5－1 非中核資産のリースの会計処理**



非中核資産のリースについては「現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である」、「会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である」というのがその理由である。

**図5－2 支持しない理由**



以上

## 改訂公開草案「リース」に関する調査結果

平成 25 年 8 月  
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、IASB（国際会計基準審議会）及び FASB（米国財務会計基準審議会）が 2013 年 5 月に公表した改訂公開草案「リース」で提案されている借手の会計処理に関係する主要な事項について、日本の財務諸表作成者の意見を広く確認するため、上場会社及び大企業 9,226 社を対象にアンケート調査を実施した。
- 調査の結果、改訂公開草案「リース」の提案する借手の会計処理を支持しないとする意見が 9 割超を占め、8 割を超える企業（※）が、現行リース会計基準を維持すべきとの見解を示している。  
(※) 提案を支持しない理由として、「現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である」、「現行リース会計基準が適切である」と回答した企業。
- 仮にオンバランスとした場合、割り引かないアプローチ（総額法）での会計処理を支持する意見が約 8 割、改訂公開草案「リース」の提案するリース期間の測定方法を支持しないとする意見が約 9 割、短期リースの取扱いを支持しないとする意見が約 8 割、非中核資産の取扱いが示されていないことを支持しないとする意見が約 9 割を占める結果となり、日本の企業の大多数が、改訂公開草案「リース」に懸念を示していることが明らかとなった。

### I 調査の概要

#### 1. 調査目的

本調査は、IASB（国際会計基準審議会）及び FASB（米国財務会計基準審議会）が 2013 年 5 月に公表した改訂公開草案「リース」（以下「改訂公開草案」という。）で提案されている借手の会計処理に関係する主要な事項について、日本の財務諸表作成者の意見を広く確認し、その意見を当協会の改訂公開草案に対する提言に反映させるとともに、IASB（国際会計基準審議会）等の会計基準設定者に対して、日本の財務諸表作成者の改訂公開草案に対する認識の実態を伝えることを目的に実施する。

#### 2. 調査項目

- ①借手の会計処理
- ②定額の費用処理方法
- ③リース期間の測定方法
- ④短期リースの取扱い
- ⑤非中核資産のリースの会計処理

#### 3. 調査方法

郵送によるアンケート調査形式により実施した。

#### 4. 調査対象会社及び回収数

すべての上場会社 3,538 社及び資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の大企業 5,688

社、合計で 9,226 社を対象に調査を実施した（注 1）。アンケート調査票の回収率は 13.6%となっている。

表 調査対象会社数と調査票回収数

	調査対象会社数	回収数	回収率
上場会社	3,538	514	14.5%
非上場会社（大会社）	5,688	737	13.0%
計	9,226	1,251	13.6%

（注 1）当協会の会員会社を除く。調査対象は、すべての上場会社及び大会社（資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上）の大多数を網羅している。

## 5. 調査期間

2013 年 6 月 14 日～7 月 16 日

## 6. 集計方法

各設問の無回答数を除いた有効回答数により集計を行った。このため、調査票回収数と各設問の有効回答数が異なっている。

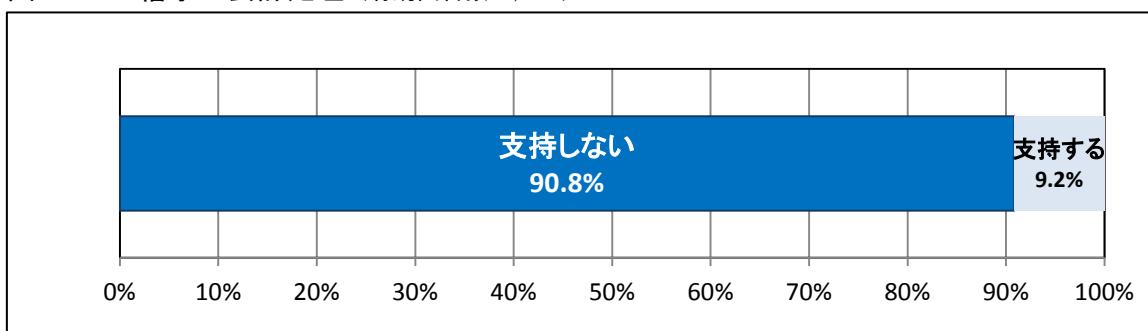
## II 調査結果

### 1. 借手の会計処理

#### 【改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持するか】

改訂公開草案の提案する借手の会計処理について、「支持しない」が 90.8%と回答の大多数を占め、「支持する」は 9.2%にとどまっている（図 1-1 参照）。

図 1-1 借手の会計処理（有効回答数 1,232）



#### 《支持しない理由》

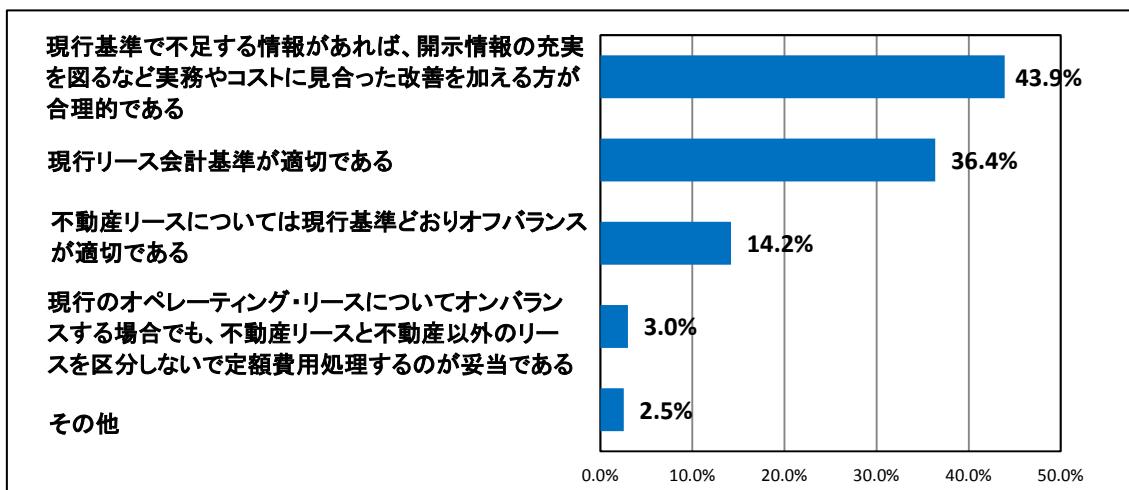
支持しない理由は、「現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である」（43.9%）と「現行リース会計基準が適切である」（36.4%）が高く、両回答を合わせて現行リース会計基準を維持すべきとの回答が 8 割を超えていている。

一方、「不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である」（14.2%）、「現

行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である」(3.0%) とする回答は少なくなっている（図1-2参照）。

「その他」(2.5%)においては、実務上対応が不可能とする回答が多く示され、コスト・ベネフィットの観点からの懸念、リース期間の見積りに恣意性が含まれるため比較可能性が却って損なわれる等の回答が示されている。

図1-2 支持しない理由（有効回答数 1,100）

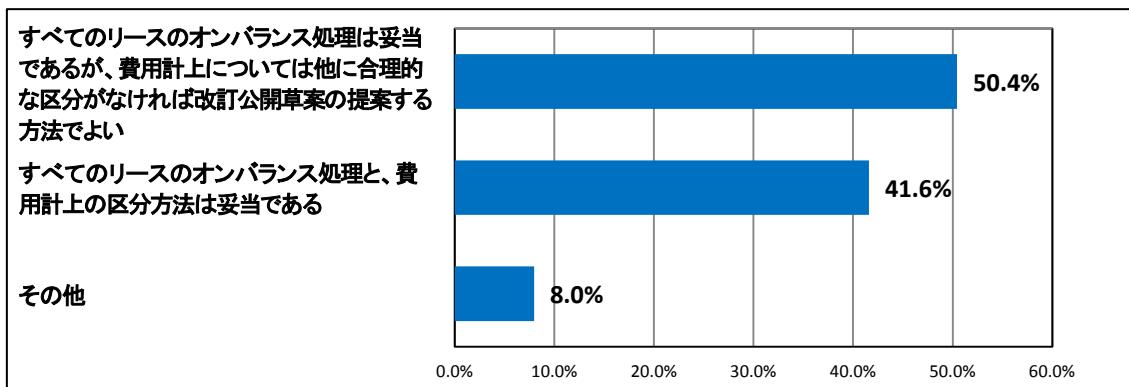


#### 《支持する理由》

改訂公開草案の提案する借手の会計処理を支持する企業は、全体の 9.2% (113 社) に過ぎないが、支持する理由は、「すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ改訂公開草案の提案する方法でよい」(50.4%)、「すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である」(41.6%) となっている（図1-3参照）。

「その他」(8.0%) の回答においては、消極的に支持する、実務への配慮を求める等の回答が示されている。

図1-3 支持する理由（有効回答数 113）



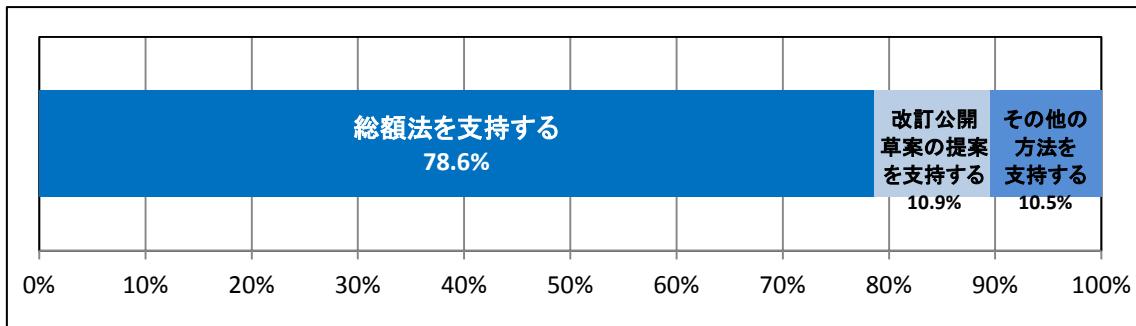
## 2. 定額の費用処理方法

### 【改訂公開草案の提案する定額の費用処理方法と割り引かないアプローチ（総額法）のいずれを支持するか】

借手の使用権モデルを仮に適用した場合の借手の費用処理方法について、「割り引かないアプローチ（総額法）を支持する」（注2）が78.6%と最も高く、「改訂公開草案の提案を支持する」（10.9%）、「その他の方法を支持する」（10.5%）はそれぞれ1割程度の回答となっている（図2-1参照）。

（注2）割り引かないアプローチ（総額法）とは、リース料総額をリース資産とリース債務に計上する方法であり、リース料総額をリース期間で除した額を減価償却費として計上し、支払リース料でリース債務を減額する。

図2-1 定額の費用処理方法（有効回答数 1,217）

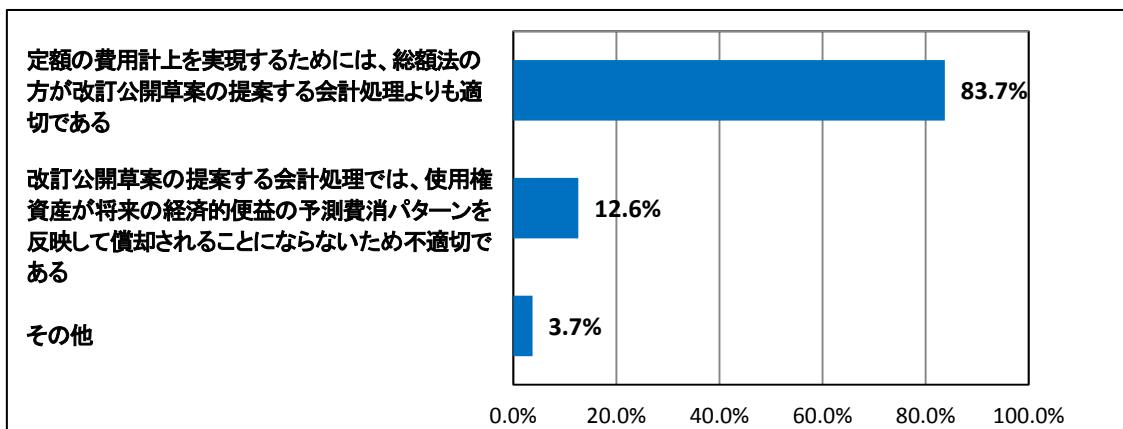


### 《総額法を支持する理由》

総額法を支持する理由は、「定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である」が83.7%と回答の大多数を占め、「改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である」は12.6%となっている（図2-2参照）。

「その他」（3.7%）の回答においては、リース料総額の割引が必要となる点で事務負担が煩雑とする回答が多く示されている。

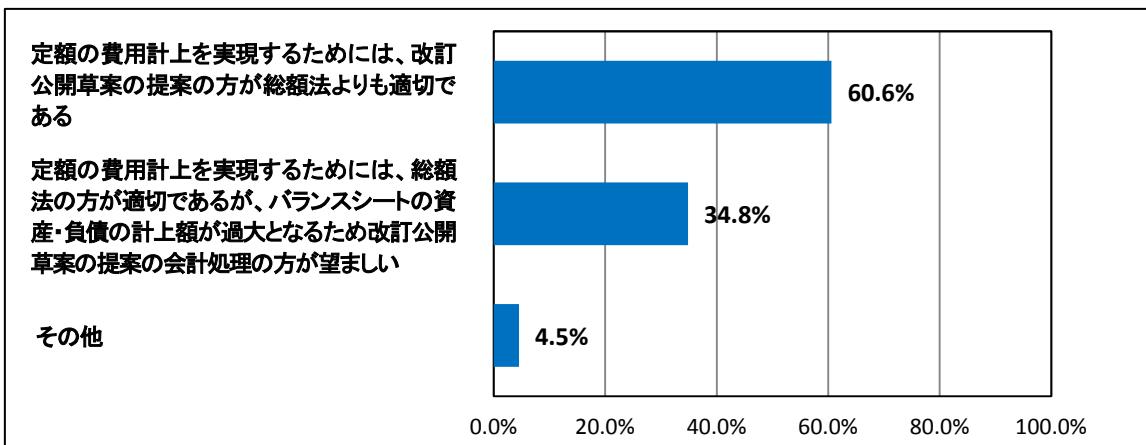
図2-2 総額法を支持する理由（有効回答数 951）



### «改訂公開草案の提案を支持する理由»

改訂公開草案の提案を支持する企業は、全体の 10.9%（133 社）に過ぎないが、改訂公開草案の提案を支持する理由は、「定額の費用計上を実現するためには、改訂公開草案の提案の会計処理の方が総額法よりも適切である」が 60.6%、「定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が適切であるが、バランスシートの資産・負債の計上額が過大となるため改訂公開草案の提案の会計処理の方が望ましい」は 34.8%となっている（図 2-3 参照）。

図 2-3 改訂公開草案の提案を支持する理由（有効回答数 132）

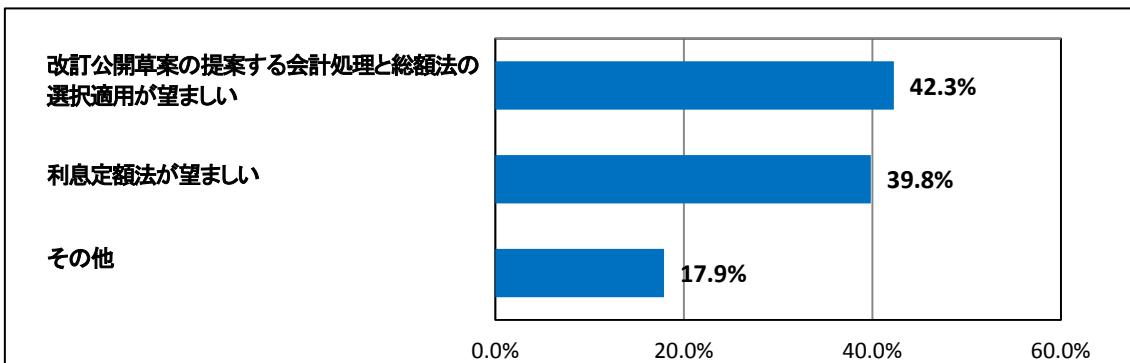


### «その他の方法を支持する理由»

その他の方法を支持する企業は、全体の 10.5%（128 社）に過ぎないが、その他の方法を支持する理由は、「改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい」が 42.3%、「利息定額法が望ましい」が 39.8%となっている（図 2-4 参照）。

「その他」（17.9%）の回答においては、そもそも現行リース会計基準が望ましいとする等の回答が示されている。

図 2-4 その他の方法を支持する理由（有効回答数 123）



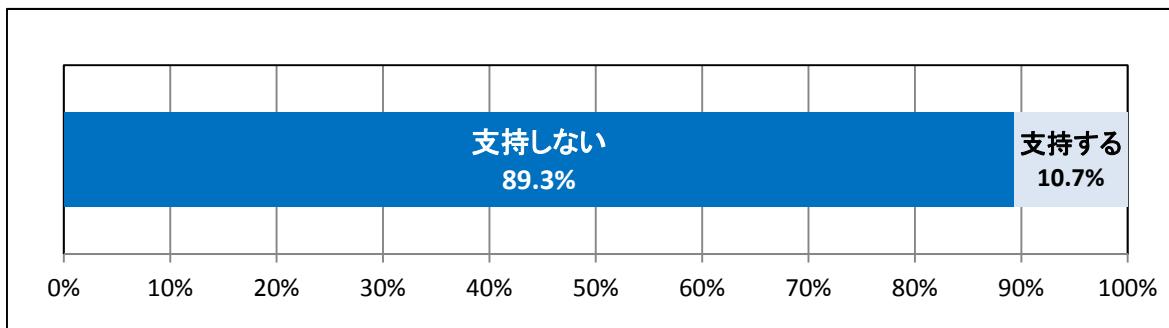
### 3. リース期間の測定方法

#### 【改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法を支持するか】

改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法（注3）について、「支持しない」が89.3%と大多数を占め、「支持する」は10.7%にとどまっている（図3-1参照）。

（注3）改訂公開草案では、オプション付（延長／解約オプション）の契約について、オプション行使する重大な経済的インセンティブが有る場合、契約上の解約不能期間にオプション期間を考慮した期間でリース期間を測定することが提案されている。

図3-1 リース期間の測定方法（有効回答数 1,229）

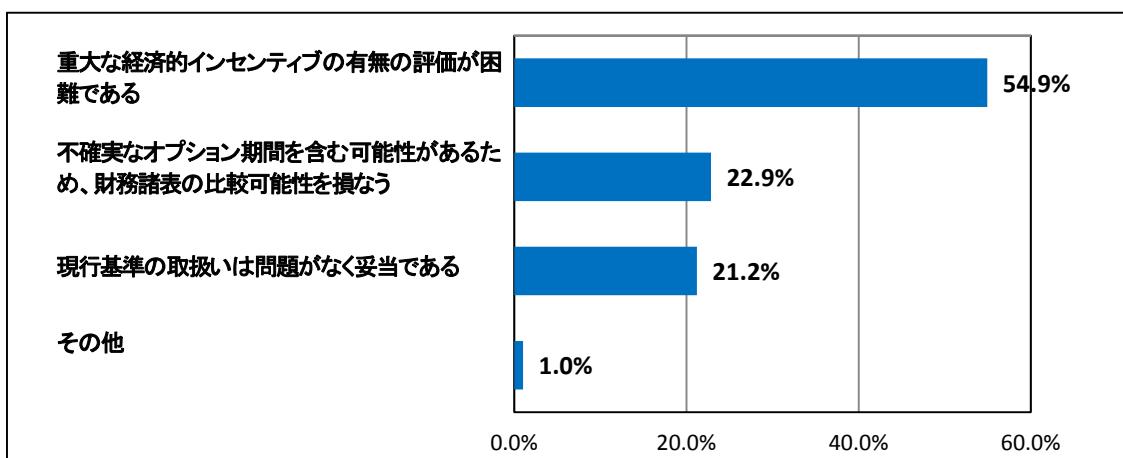


#### 《支持しない理由》

支持しない理由は、「重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である」（54.9%）が最も高く、次いで、「不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう」（22.9%）、「現行基準の取扱いは問題がなく妥当である」（21.2%）となっている（図3-2参照）。

「その他」（1.0%）の回答においては、改訂公開草案の提案するリース期間の測定が複雑であること、リース期間の測定に恣意性が入ること等が示されている。

図3-2 支持しない理由（有効回答数 1,094）

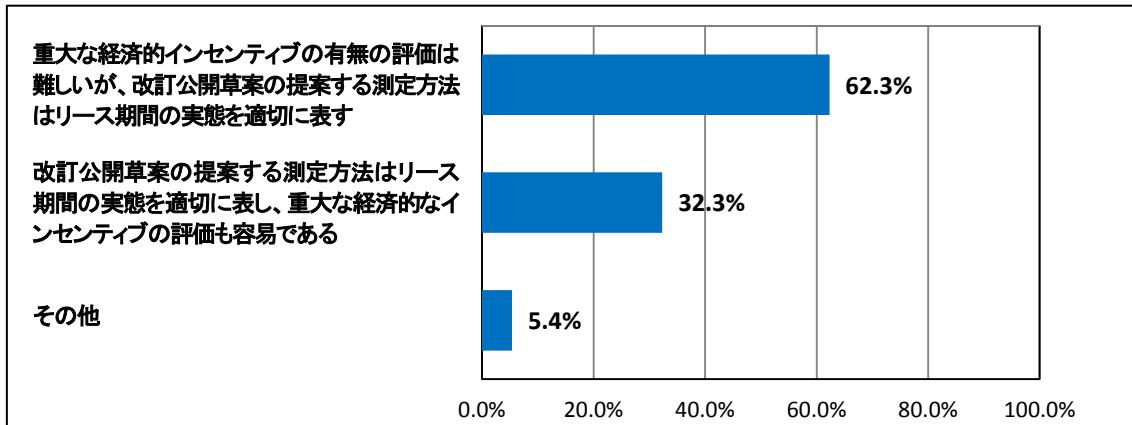


#### 《支持する理由》

改訂公開草案の提案するリース期間の測定方法を支持する企業は、全体の10.7%（131社）

に過ぎないが、支持する理由は、「重大な経済的インセンティブの有無の評価は難しいが、改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表す」(62.3%) が最も高く、次いで、「改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表し、重大な経済的インセンティブの有無の評価も容易である」(32.3%) となっている（図3-3参照）。

図3-3 支持する理由（有効回答数 130）



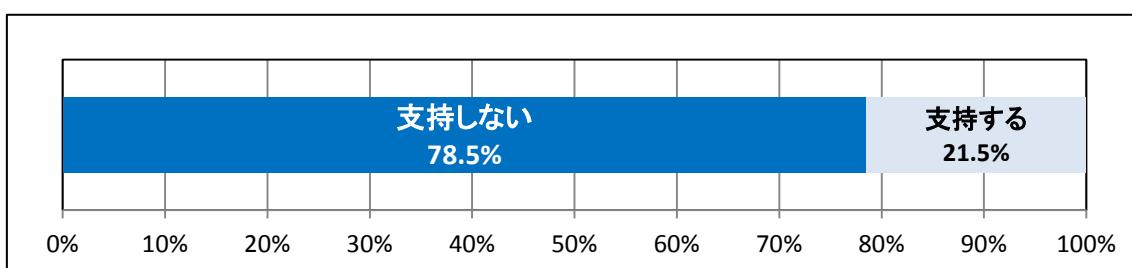
#### 4. 短期リースの取扱い

##### 【改訂公開草案の提案する短期リースの取扱いを支持するか】

改訂公開草案の提案する短期リースの取扱い（注4）について、「支持しない」が78.5%と多数を占め、「支持する」は21.5%となっている（図4-1参照）。

（注4）改訂公開草案では、短期リースについて貸借処理の選択適用を認めている。短期リースとは「リースの開始日に、あらゆる延長オプションを含めた、契約において起こり得る最大の期間が1年以内となるリース」と定義されている。

図4-1 短期リースの取扱い（有効回答数 1,220）



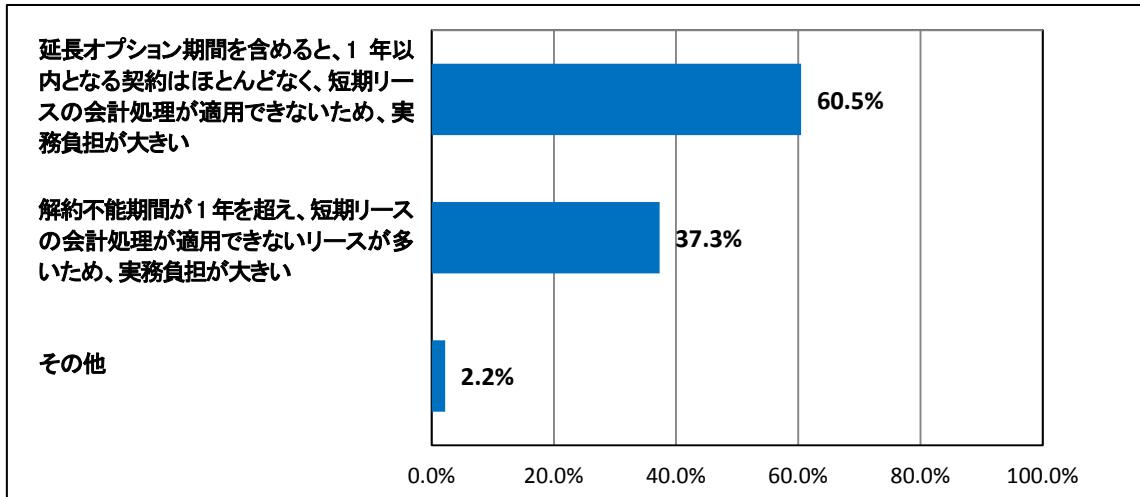
##### 《支持しない理由》

支持しない理由は、「延長オプション期間を含めると、1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい」(60.5%) が最も高く、次いで、「解約不能期間が1年を超え、短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい」(37.3%) となっている（図4-2参照）。

「その他」(2.2%) の回答においては、延長オプションの判定が困難、短期リースの定義

は延長オプション期間を含めずに1年以内とすべき等が示されている。

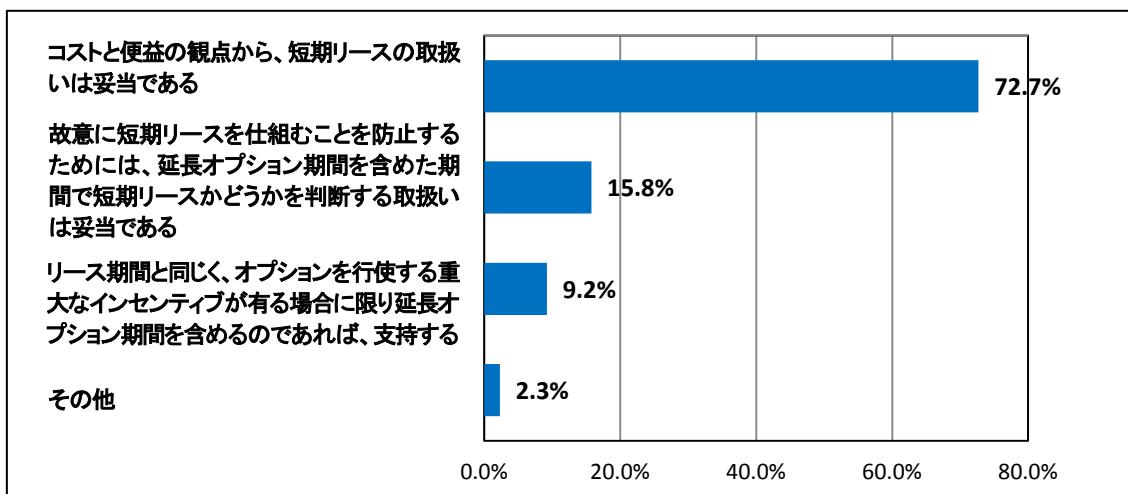
図4-2 支持しない理由（有効回答数 954）



#### 《支持する理由》

改訂公開草案の提案する短期リースの取扱いを支持する企業は、全体の 21.5% (262 社) に過ぎないが、支持する理由は、「コストと便益の観点から、短期リースの取扱いは妥当である」(72.7%) が最も高くなっている。「故意に短期リースを仕組むことを防止するためには、延長オプション期間を含めた期間で短期リースかどうかを判断する取扱いは妥当である」(15.8%)、「リース期間と同じく、オプション行使する重大なインセンティブが有る場合に限り延長オプション期間を含めるのであれば、支持する」(9.2%) はそれぞれ 1割程度の回答となっている（図4-3 参照）。

図4-3 支持する理由（有効回答数 260）

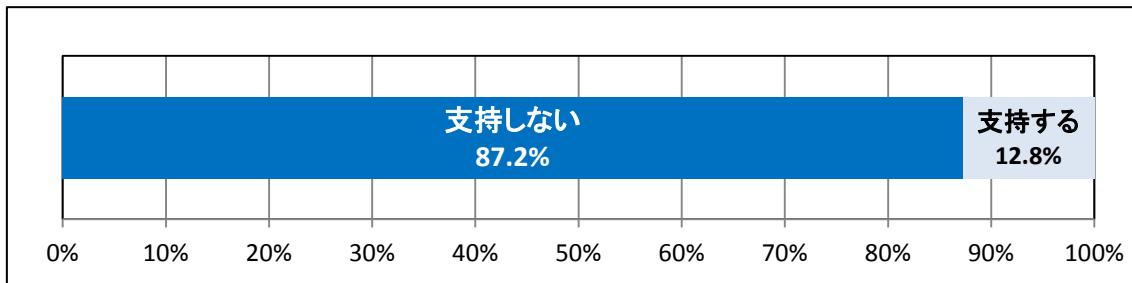


## 5. 非中核資産のリースの会計処理

### 【非中核資産のリースの簡便な会計処理を規定しない提案を支持するか】

改訂公開草案では、非中核資産のリースの簡便な会計処理が特に規定されていないが、このような取扱いについて、「支持しない」が 87.2%と大多数を占め、「支持する」は 12.8%にとどまっている（図 5-1 参照）。

図 5-1 非中核資産のリースの会計処理（有効回答数 1,223）

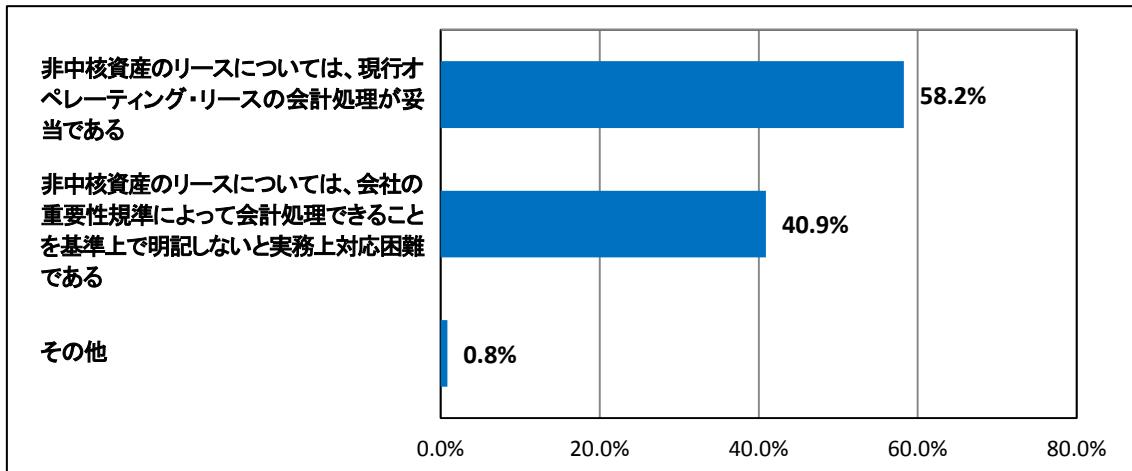


### 《支持しない理由》

支持しない理由は、「非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である」（58.2%）が最も高く、次いで、「非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である」（40.9%）となっている（図 5-2 参照）。

「その他」（0.8%）の回答においては、すべての重要性が乏しいリースをオンバランスする労力と管理が膨大で煩雑になる可能性が高く無駄が多い等の回答が示されている。

図 5-2 支持しない理由（有効回答数 1,061）

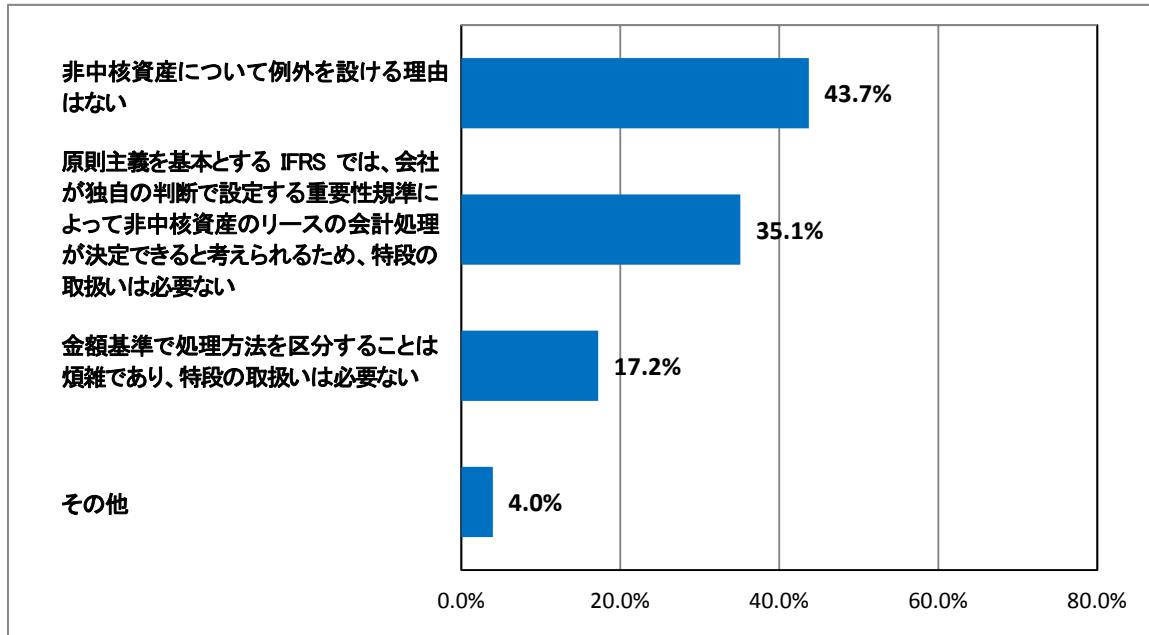


### 《支持する理由》

改訂公開草案では、非中核資産のリースの会計処理が特に規定されていないが、この取扱いを支持する企業は、全体の 12.8%（156 社）に過ぎない。支持する理由は、「非中核資産

について例外を設ける理由はない」(43.7%) が最も高く、次いで、「原則主義を基本とする IFRS では、会社が独自の判断で設定する重要性規準によって非中核資産のリースの会計処理が決定できると考えられるため、特段の取扱いは必要ない」(35.1%)、「金額基準で処理方法を区分することは煩雑であり、特段の取扱いは必要ない」(17.2%) となっている。

図5－3 支持する理由（有効回答数 151）



**(参考資料1) 回答会社の特徴、リース（賃貸借）契約の利用状況**

**(1) 所在地 (有効回答数 1,233)**

地域	上場会社	非上場会社	合計
北海道	6 ( 1.2%)	23 ( 3.2%)	29 ( 2.4%)
東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	10 ( 2.0%)	38 ( 5.2%)	48 ( 3.9%)
関東甲信越 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	297 (58.7%)	415 (57.1%)	712 (57.7%)
うち東京都	221 (43.7%)	290 (39.9%)	511 (41.4%)
中部 (富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)	55 (10.9%)	62 (8.5%)	117 (9.5%)
近畿 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	92 (18.2%)	102 (14.0%)	194 (15.7%)
中国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	17 ( 3.4%)	24 ( 3.3%)	41 ( 3.3%)
四国 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	7 ( 1.4%)	18 ( 2.5%)	25 ( 2.0%)
九州 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	22 ( 4.3%)	45 ( 6.2%)	67 ( 5.4%)
計	506 (100.0%)	727 (100.0%)	1,233 (100.0%)

**(2) 資本金 (有効回答数 1,244)**

資本金	上場会社	非上場会社	合計
10 億円未満	136 (26.7%)	301 (41.0%)	437 (35.1%)
10 億円以上～50 億円未満	177 (34.7%)	330 (45.0%)	507 (40.8%)
50 億円以上～100 億円未満	65 (12.7%)	45 ( 6.1%)	110 ( 8.8%)
100 億円以上～500 億円未満	87 (17.1%)	42 ( 5.7%)	129 (10.4%)
500 億円以上～1,000 億円未満	18 ( 3.5%)	9 ( 1.2%)	27 ( 2.2%)
1,000 億円以上	27 ( 5.3%)	7 ( 1.0%)	34 ( 2.7%)
計	510 (100.0%)	734 (100.0%)	1,244 (100.0%)

## (3) 業種 (有効回答数 1,241)

業種	上場会社	非上場会社	合計
建設業	34 ( 6.7%)	39 ( 5.3%)	73 ( 5.9%)
製造業	212 (41.5%)	211 (28.9%)	423 (34.1%)
情報通信業	34 ( 6.7%)	55 ( 7.5%)	89 ( 7.2%)
運輸業	20 ( 3.9%)	34 ( 4.7%)	54 ( 4.4%)
卸売業・小売業	101 (19.8%)	112 (15.3%)	213 (17.2%)
金融業・保険業	19 ( 3.7%)	74 (10.1%)	93 ( 7.5%)
不動産業	18 ( 3.5%)	56 ( 7.7%)	74 ( 6.0%)
その他	73 (14.3%)	149 (20.4%)	222 (17.9%)
計	511 (100.0%)	730 (100.0%)	1,241 (100.0%)

## (4) リース（賃貸借）契約の対象資産 (有効回答数 1,218)

リース（賃貸借）契約の対象資産	上場会社	非上場会社	合計
リース（賃貸借）契約あり	481 (96.0%)	657 (91.6%)	1,138 (93.4%)
不動産	291 (58.1%)	371 (51.7%)	662 (54.4%)
機械設備等（不動産以外）	446 (89.0%)	596 (83.1%)	1,042 (85.6%)
リース（賃貸借）契約なし (不動産・機械設備等はすべて自己所有)	20 ( 4.0%)	60 ( 8.4%)	80 (6.6%)
計	501 (100.0%)	717 (100.0%)	1,218 (100.0%)

※「不動産」、「機械設備等（不動産以外）」は複数回答。「不動産」「機械設備等（不動産以外）」のいずれか 又は 両方に回答がある場合に「リース（賃貸借）契約あり」とした。

## (5) 不動産賃貸借契約の契約形態 (有効回答数 653)

不動産賃貸借契約の契約形態	上場	非上場	合計
ファイナンス・リース契約	38 (13.2%)	33 ( 9.0%)	71 (10.9%)
賃貸借契約（オペレーティング・リース契約）	275 (95.5%)	350 (95.9%)	625 (95.7%)
計	288 (100.0%)	365 (100.0%)	653 (100.0%)

※「ファイナンス・リース契約」、「賃貸借契約（オペレーティング・リース）」は複数回答

## (6) 機械設備等（不動産以外）のリース契約の契約形態

設備名	ファイナンス・リース契約	オペレーティング・リース契約	リースはない
情報通信機器（有効回答数 925）	698(75.5%)	371(40.1%)	26( 2.8%)
製造機械・建設機械（有効回答数 755）	346(45.8%)	158(20.9%)	329(43.6%)
商業・サービス業用機器（有効回答数 670）	261(39.0%)	127(19.0%)	332(49.6%)
自動車（有効回答数 846）	382(45.2%)	448(53.0%)	118(13.9%)
その他（有効回答数 357）	64(17.9%)	34( 9.5%)	273(76.5%)

※1 「ファイナンス・リース契約」、「オペレーティング・リース契約」は複数回答

※2 「その他」は、ソフトウェア、事務所備品、自動車以外の輸送用機器、医療機器等

## 【上場会社】

設備名	ファイナンス・リース契約	オペレーティング・リース契約	リースはない
情報通信機器（有効回答数 400）	304(76.0%)	161(40.3%)	12( 3.0%)
製造機械・建設機械（有効回答数 357）	191(53.5%)	76(21.3%)	134(37.5%)
商業・サービス業用機器（有効回答数 322）	141(43.8%)	64(19.9%)	147(45.7%)
自動車（有効回答数 382）	177(46.3%)	214(56.0%)	44(11.5%)
その他（有効回答数 157）	33(21.0%)	11( 7.0%)	121(77.1%)

## 【非上場会社】

設備名	ファイナンス・リース契約	オペレーティング・リース契約	リースはない
情報通信機器（有効回答数 525）	394(75.0%)	210(40.0%)	14( 2.7%)
製造機械・建設機械（有効回答数 398）	155(38.9%)	82(20.6%)	195(49.0%)
商業・サービス業用機器（有効回答数 348）	120(34.5%)	63(18.1%)	185(53.2%)
自動車（有効回答数 464）	205(44.2%)	234(50.4%)	74(15.9%)
その他（有効回答数 200）	31(15.5%)	23(11.5%)	152(76.0%)

## (7) オペレーティング・リース取引に占める不動産賃貸借契約の割合（有効回答数 623）

割合	上場	非上場	合計
10%以下	44 (16.4%)	71 (20.0%)	115 (18.5%)
10%超～50%以下	53 (19.8%)	65 (18.3%)	118 (18.9%)
50%超～70%以下	25 ( 9.3%)	28 ( 7.9%)	53 ( 8.5%)
70%超	146 (54.5%)	191 (53.8%)	337 (54.1%)
計	268 (100.0%)	355 (100.0%)	623 (100.0%)

## (参考資料2) 調査結果の詳細

### 1. 借手の会計処理

#### (1) 借手の会計処理 (有効回答数 1,232)

	回答数	構成比
支持しない	1,119	90.8%
支持する	113	9.2%
計	1,232	100.0%

##### ①上場・非上場別 (有効回答数 1,232)

	上場会社	非上場会社
支持しない	453( 89.7%)	666(91.6%)
支持する	52( 10.3%)	61( 9.2%)
計	505(100.0%)	727(100.0%)

##### ②リース利用・非利用別 (有効回答数 1,200)

	リース利用	リース非利用
支持しない	1,024( 91.1%)	64(84.2%)
支持する	100( 8.9%)	12(15.8%)
計	1,124(100.0%)	76(100.0%)

##### ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 1,124)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
支持しない	942( 91.5%)	82(87.2%)
支持する	88( 8.5%)	12(12.8%)
計	1,030(100.0%)	94(100.0%)

#### (2) 支持しない理由 (有効回答数 1,100)

	回答数	構成比
現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である	483	43.9%
現行リース会計基準が適切である	400	36.4%
不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である	156	14.2%
現行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である	33	3.0%
その他	28	2.5%
計	1,100	100.0%

##### ①上場・非上場別 (有効回答数 1,100)

	上場会社	非上場会社
現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である	188( 42.4%)	295(44.9%)
現行リース会計基準が適切である	153( 34.5%)	247(37.6%)
不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である	69( 15.6%)	87(13.2%)
現行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である	14( 3.2%)	19( 2.9%)
その他	19( 4.3%)	9( 1.4%)
計	443(100.0%)	657(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 1,070）

	リース利用	リース非利用
現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である	449( 44.6%)	27(42.9%)
現行リース会計基準が適切である	359( 35.7%)	28(44.4%)
不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である	142( 14.1%)	5( 7.9%)
現行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である	31( 3.1%)	2( 3.2%)
その他	26( 2.6%)	1( 1.6%)
計	1,007(100.0%)	63(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 1,007）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である	421( 45.5%)	28(34.6%)
現行リース会計基準が適切である	331( 35.7%)	28(34.6%)
不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である	120( 13.0%)	22( 27.2%)
現行のオペレーティング・リースについてオンバランスする場合でも、不動産リースと不動産以外のリースを区分しないで定額費用処理するのが妥当である	30( 3.2%)	1( 1.2%)
その他	24( 2.6%)	2( 2.5%)
計	926(100.0%)	81(100.0%)

## (3) 支持する理由（有効回答数 113）

	回答数	構成比
すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ改訂公開草案の提案する方法でよい	57	50.4%
すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である	47	41.6%
その他	9	8.0%
計	113	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 113）

	上場会社	非上場会社
すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ改訂公開草案の提案する方法でよい	25( 48.1%)	22(36.1%)
すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である	23( 44.2%)	34(55.7%)
その他	4( 7.7%)	5( 8.2%)
計	52(100.0%)	61(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 112）

	リース利用	リース非利用
すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ改訂公開草案の提案する方法でよい	51(51.0%)	6(50.0%)
すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である	43(43.0%)	4(33.3%)
その他	6( 6.0%)	2(16.7%)
計	100(100.0%)	12(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 100）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
すべてのリースのオンバランス処理は妥当であるが、費用計上については他に合理的な区分方法がなければ改訂公開草案の提案する方法でよい	44(50.0%)	7(58.3%)
すべてのリースのオンバランス処理と、費用計上の区分方法は妥当である	39(44.3%)	4(33.3%)
その他	5( 5.7%)	1( 8.3%)
計	88(100.0%)	12(100.0%)

## 2. 定額の費用処理方法

## (1) 定額の費用処理方法（有効回答数 1,217）

	回答数	構成比
総額法を支持する	956	78.6%
改訂公開草案の提案を支持する	133	10.9%
その他の方法を支持する	128	10.5%
計	1,217	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 1,217）

	上場会社	非上場会社
総額法を支持する	385( 77.2%)	571(79.5%)
改訂公開草案の提案を支持する	63(12.6%)	70( 9.7%)
その他の方法を支持する	51(10.2%)	77(10.7%)
計	499(100.0%)	718(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 1,187）

	リース利用	リース非利用
総額法を支持する	877( 78.8%)	58(78.4%)
改訂公開草案の提案を支持する	120(10.8%)	9(12.2%)
その他の方法を支持する	116(10.4%)	7( 9.5%)
計	1,113(100.0%)	74(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 1,113）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
総額法を支持する	809( 79.3%)	68(73.1%)
改訂公開草案の提案を支持する	105(10.3%)	15(16.1%)
その他の方法を支持する	106(10.4%)	10(10.8%)
計	1,020(100.0%)	93(100.0%)

## (2) 総額法を支持する理由 (有効回答数 951)

	回答数	構成比
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である	796	83.7%
改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である	120	12.6%
その他	35	3.7%
計	951	100.0%

## ①上場・非上場別 (有効回答数 951)

	上場会社	非上場会社
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である	308(80.2%)	488(86.1%)
改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である	58(15.1%)	62(10.9%)
その他	18( 4.7%)	17( 3.0%)
計	384(100.0%)	567(100.0%)

## ②リース利用・非利用別 (有効回答数 930)

	リース利用	リース非利用
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である	735( 84.1%)	46(82.1%)
改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である	107( 12.2%)	9(16.1%)
その他	32( 3.7%)	1( 1.8%)
計	874(100.0%)	56(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 874)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が改訂公開草案の提案する会計処理よりも適切である	676(83.9%)	59(86.8%)
改訂公開草案の提案する会計処理では、使用権資産が将来の経済的便益の予測費消パターンを反映して償却されることにならないため不適切である	98(12.2%)	9(13.2%)
その他	32( 4.0%)	0( 0.0%)
計	806(100.0%)	68(100.0%)

## (3) 改訂公開草案の提案を支持する理由 (有効回答数 132)

	回答数	構成比
定額の費用計上を実現するためには、改訂公開草案の提案の会計処理の方が総額法よりも適切である	80	60.6%
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が適切であるが、バランスシートの資産・負債の計上額が過大となるため改訂公開草案の提案の会計処理の方が望ましい	46	34.8%
その他	6	4.5%
計	132	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 132）

	上場会社	非上場会社
定額の費用計上を実現するためには、改訂公開草案の提案の会計処理の方が総額法よりも適切である	34(54.8%)	46(65.7%)
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が適切であるが、バランスシートの資産・負債の計上額が過大となるため改訂公開草案の提案の会計処理の方が望ましい	24(38.7%)	22(31.4%)
その他	4( 6.5%)	17( 2.9%)
計	62(100.0%)	70(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 128）

	リース利用	リース非利用
定額の費用計上を実現するためには、改訂公開草案の提案の会計処理の方が総額法よりも適切である	71( 59.7%)	6(66.7%)
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が適切であるが、バランスシートの資産・負債の計上額が過大となるため改訂公開草案の提案の会計処理の方が望ましい	43( 36.1%)	2(22.2%)
その他	5( 4.2%)	1(11.1%)
計	119(100.0%)	9(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 119）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
定額の費用計上を実現するためには、改訂公開草案の提案の会計処理の方が総額法よりも適切である	62(59.6%)	9(60.0%)
定額の費用計上を実現するためには、総額法の方が適切であるが、バランスシートの資産・負債の計上額が過大となるため改訂公開草案の提案の会計処理の方が望ましい	37(35.6%)	6(40.0%)
その他	5( 4.8%)	0( 0.0%)
計	104(100.0%)	15(100.0%)

## （4）その他の方法を支持する理由（有効回答数 123）

	回答数	構成比
改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい	52	42.3%
利息定額法が望ましい	49	39.8%
その他	22	17.9%
計	123	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 123）

	上場会社	非上場会社
改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい	17(35.4%)	35(46.7%)
利息定額法が望ましい	21(43.8%)	28(37.3%)
その他	10(20.8%)	12(16.0%)
計	48(100.0%)	75(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 118）

	リース利用	リース非利用
改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい	49(44.1%)	1(14.3%)
利息定額法が望ましい	44(39.6%)	3(42.9%)
その他	18(16.2%)	3(42.9%)
計	111(100.0%)	7(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 111）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
改訂公開草案の提案する会計処理と総額法の選択適用が望ましい	44(43.6%)	5(50.0%)
利息定額法が望ましい	42(41.6%)	2(20.0%)
その他	15(14.3%)	3(30.0%)
計	101(100.0%)	10(100.0%)

## 3. リース期間の測定方法

## （1）リース期間の測定方法（有効回答数 1,229）

	回答数	構成比
支持しない	1,098	89.3%
支持する	131	10.7%
計	1,229	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 1,229）

	上場会社	非上場会社
支持しない	444(88.1%)	654(90.2%)
支持する	60(11.9%)	71(9.8%)
計	504(100.0%)	725(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 1,200）

	リース利用	リース非利用
支持しない	1,009 (89.8%)	62(81.6%)
支持する	115(10.2%)	14(18.4%)
計	1,124(100.0%)	76(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 1,124）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
支持しない	936(90.9%)	73(77.7%)
支持する	94(9.1%)	21(22.3%)
計	1,030(100.0%)	94(100.0%)

## (2) 支持しない理由 (有効回答数 1,094)

	回答数	構成比
重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である	601	54.9%
不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう	250	22.9%
現行基準の取扱いは問題がなく妥当である	232	21.2%
その他	11	1.0%
計	1,094	100.0%

## ①上場・非上場別 (有効回答数 1,094)

	上場会社	非上場会社
重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である	242(54.9%)	359(55.0%)
不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう	111(25.2%)	139(21.3%)
現行基準の取扱いは問題がなく妥当である	83(18.8%)	149(22.8%)
その他	5( 1.1%)	6( 0.9%)
計	441(100.0%)	653(100.0%)

## ②リース利用・非利用別 (有効回答数 1,067)

	リース利用	リース非利用
重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である	557(55.4%)	29(46.8%)
不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう	231(23.0%)	15(24.2%)
現行基準の取扱いは問題がなく妥当である	209(20.8%)	16(25.8%)
その他	8( 0.8%)	2( 3.2%)
計	1,005(100.0%)	62(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 1,005)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
重大な経済的インセンティブの有無の評価が困難である	521(55.8%)	36(50.0%)
不確実なオプション期間を含む可能性があるため、財務諸表の比較可能性を損なう	215(23.0%)	16(22.2%)
現行基準の取扱いは問題がなく妥当である	189(20.3%)	20(27.8%)
その他	8( 0.9%)	0( 0.0%)
計	933(100.0%)	72(100.0%)

## (3) 支持する理由 (有効回答数 130)

	回答数	構成比
重大な経済的インセンティブの有無の評価は難しいが、改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表す	81	62.3%
改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表し、重大な経済的インセンティブの有無の評価も容易である	42	32.3%
その他	7	5.4%
計	130	100.0%

## ①上場・非上場別 (有効回答数 130)

	上場会社	非上場会社
重大な経済的インセンティブの有無の評価は難しいが、改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表す	39(65.0%)	42(60.0%)
改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表し、重大な経済的インセンティブの有無の評価も容易である	17(28.3%)	25(35.7%)
その他	4( 6.7%)	3( 4.3%)
計	60(100.0%)	70(100.0%)

## ②リース利用・非利用別 (有効回答数 128)

	リース利用	リース非利用
重大な経済的インセンティブの有無の評価は難しいが、改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表す	75(65.2%)	5(38.5%)
改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表し、重大な経済的インセンティブの有無の評価も容易である	35(30.4%)	6(46.2%)
その他	5( 4.3%)	2(15.4%)
計	115(100.0%)	13(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 115)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
重大な経済的インセンティブの有無の評価は難しいが、改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表す	57(60.6%)	18(85.7%)
改訂公開草案の提案する測定方法はリース期間の実態を適切に表し、重大な経済的インセンティブの有無の評価も容易である	32(34.0%)	3(14.3%)
その他	5( 5.3%)	0( 0.0%)
計	94(100.0%)	21(100.0%)

#### 4. 短期リースの取扱い

##### (1) 短期リースの取扱い (有効回答数 1,220)

	回答数	構成比
支持しない	958	78.5%
支持する	262	21.5%
計	1,220	100.0%

##### ①上場・非上場別 (有効回答数 1,220)

	上場会社	非上場会社
支持しない	372(74.3%)	586(81.5%)
支持する	129(25.7%)	133(18.5%)
計	501(100.0%)	719(100.0%)

##### ②リース利用・非利用別 (有効回答数 1,192)

	リース利用	リース非利用
支持しない	880(78.9%)	57(75.0%)
支持する	236(21.1%)	19(25.0%)
計	1,116(100.0%)	76(100.0%)

##### ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 1,116)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
支持しない	811(79.4%)	69(73.4%)
支持する	211(20.6%)	25(26.6%)
計	1,022(100.0%)	94(100.0%)

##### (2) 支持しない理由 (有効回答数 954)

	回答数	構成比
延長オプション期間を含めると 1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい	577	60.5%
解約不能期間が 1年を超える短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい	356	37.3%
その他	21	2.2%
計	954	100.0%

##### ①上場・非上場別 (有効回答数 954)

	上場会社	非上場会社
延長オプション期間を含めると 1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい	235(63.5%)	342(58.6%)
解約不能期間が 1年を超える短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい	125(33.8%)	231(39.6%)
その他	10(2.7%)	11(1.9%)
計	370(100.0%)	584(100.0%)

##### ②リース利用・非利用別 (有効回答数 933)

	リース利用	リース非利用
延長オプション期間を含めると 1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい	534(61.0%)	29(50.9%)
解約不能期間が 1年を超える短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい	326(37.2%)	26(45.6%)
その他	16(1.8%)	2(3.5%)
計	876(100.0%)	57(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 865）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
延長オプション期間を含めると 1年以内となる契約はほとんどなく、短期リースの会計処理が適用できないため、実務負担が大きい	492(61.7%)	42(61.8%)
解約不能期間が 1年を超える短期リースの会計処理が適用できないリースが多いため、実務負担が大きい	302(37.9%)	24(35.3%)
その他	3( 0.4%)	2( 2.9%)
計	797(100.0%)	68(100.0%)

## （3）支持する理由（有効回答数 260）

	回答数	構成比
コストと便益の観点から、短期リースの取扱いは妥当である	189	72.7%
故意に短期リースを仕組むことを防止するためには、オプションを含めた期間で短期リースかどうかを判断する取扱いは妥当である	41	15.8%
リース期間と同じく、オプションを使用する重大な経済的インセンティブがある場合に限り延長オプション期間を含めるのであれば、支持する	24	9.2%
その他	6	2.3%
計	260	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 260）

	上場会社	非上場会社
コストと便益の観点から、短期リースの取扱いは妥当である	88(68.2%)	101(77.1%)
故意に短期リースを仕組むことを防止するためには、延長オプションを含めた期間で短期リースかどうかを判断する取扱いは妥当である	26(20.2%)	15(11.5%)
リース期間と同じく、オプションを使用する重大な経済的インセンティブがある場合に限り延長オプション期間を含めるのであれば、支持する	12( 9.3%)	12( 9.2%)
その他	3( 2.3%)	3( 2.3%)
計	129(100.0%)	131(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 253）

	リース利用	リース非利用
コストと便益の観点から、短期リースの取扱いは妥当である	172(73.2%)	15(83.3%)
故意に短期リースを仕組むことを防止するためには、延長オプションを含めた期間で短期リースかどうかを判断する取扱いは妥当である	37(15.7%)	1( 5.6%)
リース期間と同じく、オプションを使用する重大な経済的インセンティブがある場合に限り延長オプション期間を含めるのであれば、支持する	22( 9.4%)	0( 0.0%)
その他	4( 1.7%)	2( 11.1%)
計	235(100.0%)	18(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 235）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
コストと便益の観点から、短期リースの取扱いは妥当である	152(72.4%)	20(80.0%)
故意に短期リースを仕組むことを防止するためには、延長オプションを含めた期間で短期リースかどうかを判断する取扱いは妥当である	33(15.7%)	4(16.0%)
リース期間と同じく、オプション行使する重大な経済的インセンティブがある場合に限り延長オプション期間を含めるのであれば、支持する	21(10.0%)	1( 4.0%)
その他	4( 1.9%)	0( 0.0%)
計	210(100.0%)	25(100.0%)

## 5. 非中核資産のリースの会計処理

## (1) 非中核資産のリースの会計処理（有効回答数 1,223）

	回答数	構成比
支持しない	1,067	87.2%
支持する	156	12.8%
計	1,223	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 1,223）

	上場会社	非上場会社
支持しない	430(84.8%)	637(89.0%)
支持する	77(15.2%)	79(11.0%)
計	507(100.0%)	716(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 1,194）

	リース利用	リース非利用
支持しない	979(87.6%)	64(84.2%)
支持する	139(12.4%)	12(15.8%)
計	1,118(100.0%)	76(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 1,118）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
支持しない	900(87.9%)	79(84.0%)
支持する	124(12.1%)	15(16.0%)
計	1,024(100.0%)	94(100.0%)

## (2) 支持しない理由 (有効回答数 1,061)

	回答数	構成比
非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である	618	58.2%
非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である	434	40.9%
その他	9	0.8%
計	1,061	100.0%

## ①上場・非上場別 (有効回答数 1,061)

	上場会社	非上場会社
非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である	223(52.2%)	395(62.3%)
非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である	200(46.8%)	234(36.9%)
その他	4( 0.9%)	5( 0.8%)
計	427(100.0%)	634(100.0%)

## ②リース利用・非利用別 (有効回答数 1,037)

	リース利用	リース非利用
非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である	563(57.9%)	37(57.8%)
非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である	404(41.5%)	25(39.1%)
その他	6( 0.6%)	2( 3.1%)
計	973(100.0%)	64(100.0%)

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別 (有効回答数 969)

	不動産・機械設備等	不動産のみ
非中核資産のリースについては、現行オペレーティング・リースの会計処理が妥当である	522(58.6%)	41(52.6%)
非中核資産のリースについては、会社の重要性規準によって会計処理できることを基準上で明記しないと実務上対応困難である	367(41.2%)	37(47.4%)
その他	2( 0.2%)	0( 0.0%)
計	891(100.0%)	78(100.0%)

## (3) 支持する理由 (有効回答数 151)

	回答数	構成比
非中核資産について例外を設ける理由はない	66	43.7%
原則主義を基本とする IFRS では、会社が独自の判断で設定する重要性規準によって非中核資産のリースの会計処理を決定できると考えられるため、特段の取扱いは必要ない	53	35.1%
金額基準で処理方法を区分することは煩雑であり、特段の取扱いは必要ない	26	17.2%
その他	6	4.0%
計	151	100.0%

## ①上場・非上場別（有効回答数 151）

	上場会社	非上場会社
非中核資産について例外を設ける理由はない	34(45.3%)	32(42.1%)
原則主義を基本とする IFRS では、会社が独自の判断で設定する重要性規準によって非中核資産のリースの会計処理を決定できると考えられるため、特段の取扱いは必要ない	32(42.7%)	21(27.6%)
金額基準で処理方法を区分することは煩雑であり、特段の取扱いは必要ない	5( 6.7%)	21(27.6%)
その他	4( 5.3%)	2( 2.6%)
計	75(100.0%)	76(100.0%)

## ②リース利用・非利用別（有効回答数 146）

	リース利用	リース非利用
非中核資産について例外を設ける理由はない	59(43.4%)	5(50.0%)
原則主義を基本とする IFRS では、会社が独自の判断で設定する重要性規準によって非中核資産のリースの会計処理を決定できると考えられるため、特段の取扱いは必要ない	51(37.5%)	2(20.0%)
金額基準で処理方法を区分することは煩雑であり、特段の取扱いは必要ない	21(15.4%)	3(30.0%)
その他	5( 3.7%)	0( 0.0%)
計	136	10

## ③リース（賃貸借）契約の対象資産別（有効回答数 136）

	不動産・機械設備等	不動産のみ
非中核資産について例外を設ける理由はない	53(43.8%)	6(40.0%)
原則主義を基本とする IFRS では、会社が独自の判断で設定する重要性規準によって非中核資産のリースの会計処理を決定できると考えられるため、特段の取扱いは必要ない	44(36.4%)	7(46.7%)
金額基準で処理方法を区分することは煩雑であり、特段の取扱いは必要ない	19(15.7%)	2(13.3%)
その他	5( 4.1%)	0( 0.0%)
計	121(100.0%)	15(100.0%)